

令和6年度農村振興局予算 概算決定の概要

令和6年度農村振興局予算概算決定の概要	P1
令和6年度国営事業等事業着手地区等（概算決定）	P5
令和6年度農村振興局予算の重点事項	P7
公共事業	
農業農村整備事業	P12
国営かんがい排水事業	P13
国営農用地再編整備事業	P16
国営総合農地防災事業	P17
防災情報ネットワーク事業	P20
直轄地すべり対策事業	P21
水資源開発事業	P22
農業競争力強化基盤整備事業	P23
- 農業競争力強化農地整備事業	P24
- 農地中間管理機構関連農地整備事業	P27
- 水利施設整備事業	P28
- 畑地帯総合整備事業	P29
農村地域防災減災事業	P30
- 防災重点農業用ため池緊急整備事業	P32
中山間地域農業農村総合整備事業	P34
農村整備事業	P36
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	P39
土地改良施設突発事故復旧事業	P40
国営造成施設総合水利調整管理事業	P41
基幹水利施設管理事業	P42
水利施設管理強化事業	P43
土地改良施設維持管理適正化事業	P44
土地改良区体制強化事業	P45
農山漁村地域整備交付金	P46
海岸保全施設整備事業	P47
災害復旧等事業（農地・農業用施設等）	P48
<関係府省等との連携プロジェクト>	
農地・農業水利施設を活用した流域治水	P49
農業農村整備事業における田んぼダムの推進	P50
水田農業の高収益化の推進	P51
<令和5年度補正予算>	
農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策（関連施策）畑地化促進事業	P52
農地の更なる大区画化・汎用化の推進	P54
水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進	P55
畜産クラスターを後押しする草地整備の推進	P56
農業水利施設、ため池等の防災・減災対策	P57
非公共事業	
農地耕作条件改善事業	P58
農業水路等長寿命化・防災減災事業	P62
畑作等促進整備事業	P63
日本型直接支払	P65
多面的機能支払	P66
中山間地域等直接支払	P67
環境保全型農業直接支払	P68
農山漁村振興交付金	P69
農山漁村発イノベーション対策	P70
- 農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）	P71
- 農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）	P72
- 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）	P73
- 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）	P74
- 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）	P75
中山間地農業推進対策	P76
- 農村RMO形成推進事業	P77
最適土地利用総合対策	P78
山村活性化支援交付金	P79
情報通信環境整備対策	P80
都市農業機能発揮対策	P81
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	P82
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	P83
中山間地農業ルネッサンス事業	P84
有明海再生対策	P86
農家負担金軽減支援対策事業	P87
<関係府省等との連携プロジェクト>	
農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出	P88
集落機能を補完する農村RMOの形成推進	P89
国民理解の醸成	P90
多様な農業人材の意欲的な取組の推進	P91
<令和5年度補正予算>	
中山間地域等対策	P92
最適土地利用総合対策	P93
中山間地域所得確保対策	P94
鳥獣被害防止総合対策	P95

令和6年度農村振興局予算概算決定の概要

(単位：億円)

事 項	令和5年度 当初予算額	令和6年度	令和5年度	合計
		概算決定額	補正予算額	
		A	B	A + B
公共事業	4,226	4,226 (100.0%)	2,186	6,412 (151.7%)
農業農村整備事業	3,323	3,326 (100.1%)	1,777	5,103 (153.6%)
農山漁村地域整備交付金	774	770 (99.5%)	-	770 (99.5%)
海岸事業	44	44 (100.0%)	11	56 (126.0%)
災害復旧等事業	85	86 (100.6%)	397	483 (567.0%)
非公共事業	1,529	1,521 (99.5%)	55	1,576 (103.1%)
合 計	5,755	5,747 (99.9%)	2,241	7,988 (138.8%)

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 3. 下段()書きは令和5年度当初予算額との比率である。
 4. 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。

令和6年度農村振興局予算概算決定の概要（公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和5年度 当初予算額	令和6年度	令和5年度	合計
		概算決定額	補正予算額	
		A	B	A + B
農業農村整備事業	3,323	3,326 (100.1%)	1,777	5,103 (153.6%)
┌ 国営かんがい排水	1,038	1,033 (99.5%)	138	1,171 (112.8%)
└ 国営農地再編整備	403	396 (98.2%)	226	622 (154.2%)
┌ 国営総合農地防災	281	269 (95.6%)	77	346 (122.9%)
└ 直轄地すべり	7	7 (100.0%)	-	7 (100.0%)
┌ 水資源開発	85	85 (100.0%)	10	95 (111.6%)
└ 農業競争力強化基盤整備	635	680 (107.1%)	891	1,572 (247.3%)
┌ 農村地域防災減災	411	381 (92.7%)	393	774 (188.3%)
└ 中山間地域農業農村総合整備	49	45 (92.0%)	14	60 (121.1%)
┌ 農村整備	72	69 (94.9%)	12	81 (112.2%)
└ 土地改良施設管理	213	231 (108.4%)	15	246 (115.4%)
┌ その他	127	130 (102.7%)	-	130 (102.7%)
└ 農山漁村地域整備交付金	774	770 (99.5%)	-	770 (99.5%)
┌ 海岸事業	44	44 (100.0%)	11	56 (126.0%)
└ 災害復旧等事業	85	86 (100.6%)	397	483 (567.0%)
合 計	4,226	4,226 (100.0%)	2,186	6,412 (151.7%)

- （注） 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 2. 下段（ ）書きは令和5年度当初予算額との比率である。
 3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
 4. 国営かんがい排水には土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）を、
 農業競争力強化基盤整備には土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を含む。

令和6年度農村振興局予算概算決定の概要（非公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和5年度 当初予算額	令和6年度	令和5年度	合計
		概算決定額	補正予算額	
		A	B	A + B
農地耕作条件改善事業	200	198 (99.0%)	－	198 (99.0%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	282	282 (100.0%)	－	282 (100.0%)
畑作等促進整備事業	20	22 (110.0%)	－	22 (110.0%)
多面的機能支払交付金	487	486 (99.9%)	－	486 (99.9%)
中山間地域等直接支払交付金	261	261 (100.0%)	－	261 (100.0%)
農山漁村振興交付金	91	84 (92.5%)	5	89 (98.3%)
鳥獣被害防止総合対策交付金	96	99 (103.1%)	49	148 (154.1%)
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	3	3 (100.0%)	－	3 (100.0%)
有明海再生対策（農村振興局計上分）	10	10 (100.0%)	－	10 (100.0%)
その他	80	76 (95.9%)	1	77 (96.9%)
合 計	1,529	1,521 (99.5%)	55	1,576 (103.1%)

- （注） 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 3. 下段（ ）書きは令和5年度当初予算額との比率である。
 4. その他には、受託工事等実施費、農家負担金軽減支援対策事業、農山漁村発イノベーション委託調査事業費、事務費を含む。

令和6年度農業農村整備事業関係予算概算決定の概要

(単位：億円)

事 項	令和5年度 当初予算額	令和6年度	令和5年度	合計
		概算決定額 A	補正予算額 B	
				A + B
農業農村整備事業＜公共＞	3,323	3,326 (100.1%)	1,777	5,103 (153.6%)
農業農村整備関連事業＜非公共＞	543	548 (100.9%)	－	548 (100.9%)
(農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農山漁村振興交付金)				
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ (農業農村整備分)	591	588 (99.6%)	－	588 (99.6%)
合 計	4,457	4,463 (100.1%)	1,777	6,240 (140.0%)

(注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 下段 () 書きは令和5年度当初予算額との比率である。

令和6年度国営事業等事業着手地区（概算決定）

区 分	地区数	地 区 名
【国営事業】 （農林水産省） かんがい排水	3	さんのうかいくずまる 山王海葛丸（岩手県） にいつごうはいすい 新津郷排水（新潟県） せいゆうすいだいさんき 西濃用水第三期（岐阜県）
かんがい排水 （国営造成土地改良施設整備）	2	はさまがわじょうりゅう 迫川上流（宮城県） ちくごがわりゅうさが 筑後川下流佐賀（福岡県、佐賀県）
（北海道） かんがい排水	2	しのつうんがかりゅう 篠津運河下流 きよかわにき 清川二期
総合農地防災	2	かわゆあとさきた 川湯跡佐北 かわゆあとさみなみ 川湯跡佐南
【水資源機構】 （農林水産省） かんがい排水	1	ぐんまようすい 群馬用水（群馬県）

令和6年度国営事業等全体実施設計・調査着手地区（概算決定）

区 分	地区数	地 区 名
全体実施設計 (農林水産省) かんがい排水	4	てんりゅうがわかりゅういき 天竜川下流二期（静岡県） やはぎがわえんがん 矢作川沿岸（愛知県） なんきようすいいき 南紀用水二期（和歌山県） やつかんがわ 駅館川（大分県）
農用地再編整備	1	ひがしおうみ 東近江（滋賀県）
調査 (農林水産省) かんがい排水	4	しんとねがわえんがん 新利根川沿岸（茨城県） あがのがわようすい 阿賀野川用水（新潟県） はまなこほくぶいき 浜名湖北部二期（静岡県） なんさつ 南薩（鹿児島県）
総合農地防災	1	かくだまるもり 角田丸森（宮城県）
(北海道) かんがい排水	3	ゆうぱりがわかりゅう 夕張川下流 てしおがわ 天塩川 はぼるようすい 羽幌用水
農用地再編整備	2	ふらのにし 富良野西 といかんべつ 問寒別

令和6年度農村振興局予算の重点事項

(※) 各事項の下段()内は、令和5年度当初予算額

I 農業の持続的な発展

1 農業生産基盤の整備・保全

	【6年度当初】	【5年度補正】
① 農業農村整備事業<公共>	3,326億円 (3,323億円)	1,777億円
・農地の大区画化や汎用化・畑地化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進	(省力化に対応した基盤の整備・保全) 80億円 (70億円)	
② 農地耕作条件改善事業	198億円 (200億円)	
・農地中間管理機構による農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援		
③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業	282億円 (282億円)	
・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援		
④ 畑作等促進整備事業	22億円 (20億円)	
・麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援		
⑤ 農山漁村地域整備交付金<公共>	770億円 (774億円)	
・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付		

Ⅱ 農村の振興（農村の活性化）

1 「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」に着目した農村の振興 【6年度当初】 【5年度補正】

① 農山漁村振興交付金 84億円
(91億円) 5億円

- ・農山漁村における定住や都市と農山漁村の交流を促進するとともに、農山漁村に関わる関係人口の創出・拡大を図るため、「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進

ア 「農山漁村発イノベーション」の推進

- ・農泊地域における高付加価値化を目指す新たな取組等を支援
- ・6次産業化や農福連携など他分野・多様な主体との連携等により地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図る取組を支援

イ 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成の推進

- ・中山間地域等における農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着、伴走支援体制の構築等を支援

ウ 棚田地域振興や地域づくり人材の育成

- ・棚田地域振興や、地域づくりをサポートする農村プロデューサーを育成するための実地研修等を実施

エ 最適土地利用総合対策

- ・地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害対策、粗放的な土地利用等の総合的な対策を推進

オ 農業・農村の情報通信環境の整備

- ・農業・農村のインフラ管理の省力化・高度化、スマート農業の実装、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援

カ 都市農業の多様な機能の発揮

- ・都市農業を振興するため、都市部において農業体験や交流の場の提供、災害時の避難場所の確保、空閑地の活用等を支援

【6年度当初】

【5年度補正】

② 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共>

411億円
(407億円)

- ・中山間地域等において、地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優先採択等により、多様な取組を総合的に支援

③ 中山間地域等対策

6億円

このほか
関係中山間地域優先枠
158億円

- ・中山間地域等において、地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定とその実現に向けた取組のほか、離島の農産物等の新規需要開拓等や、農家所得確保の計画策定と実践等を支援

2 鳥獣被害防止対策等

【6年度当初】

【5年度補正】

① 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

100億円
(97億円)

50億円

- ・鳥獣被害の防止に向け、侵入防止柵の整備、広域的な柵への再編、狩猟組織の体制強化やシカの集中的な捕獲を行う特別対策の実施、捕獲人材の育成・確保等を支援するほか、森林におけるシカ捕獲に必要な体制構築や条件整備等を支援
- ・捕獲鳥獣を有効活用し、ジビエ利活用を推進するため、捕獲個体の広域搬入体制の整備や情報発信の強化等による需要拡大の取組を支援

② 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

3億円
(3億円)

- ・火山の降灰等の被害に対応するため、洗浄用機械施設等の整備、これと一体的に行う用水確保対策等を支援

Ⅲ 多面的機能の発揮

	【6年度当初】	【5年度補正】
① 多面的機能支払交付金	486億円 (487億円)	
・農業・農村の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農業者等で構成される活動組織が行う農地を農地として維持するための地域活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援		
② 中山間地域等直接支払交付金	261億円 (261億円)	
・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することで、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等を支援		
③ 環境保全型農業直接支払交付金	26億円 (27億円)	
・化学農薬・化学肥料を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援		

Ⅳ 防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進

1 防災・減災、国土強靱化の推進

	【6年度当初】	【5年度補正】
① 農業水利施設、ため池等の対策<公共>		857億円
・農業用ダムの洪水調節機能の強化や田んぼダムの取組を推進するほか、農業水利施設等の安定的な機能発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進		
② 海岸堤防等の対策<公共>	44億円 (44億円)	11億円
・南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の補強、嵩上げ等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の修繕・更新を支援		

2 令和5年5月から7月までの豪雨等による災害被害の復旧・復興

① 災害復旧等事業<公共>	86億円 (85億円)	397億円
・被災した農地・農業用施設等の速やかな復旧等を実施・支援		

IV 関連施策

1 農業農村整備事業の関連施策

(水田農業の高収益化の推進)

- ・高収益作物の導入・定着を図るため、国、地方公共団体等が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等を一体的に推進

(小麦・大豆の国産化の推進)

- ・麦・大豆の国産シェアを拡大するため、作付けの団地化、ブロックローテーション、機械・技術の導入による生産性の向上や基盤整備による汎用化・畑地化の推進、ストックセンターの整備や民間主体の一定期間の保管による供給量の安定化、商品開発等による需要拡大に向けた取組を支援

(スマート技術等の導入に資する基盤整備の推進)

- ・農地の大区画化や汎用化・畑地化の推進、スマート農業等に対応するデジタル基盤の整備

(グリーンな栽培体系の普及、有機農業の推進)

- ・病虫害の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援

【6年度当初】
(農業農村整備事業)
3, 326億円の内数
(3, 323億円の内数)

【5年度補正】
(農業農村整備事業)
1, 777億円の内数

(畑作等促進整備事業)
22億円
(20億円)

(農地耕作条件改善事業)
198億円の内数
(200億円の内数)

(農業農村整備事業)
3, 326億円の内数
(3, 323億円の内数)

(農業農村整備事業)
1, 777億円の内数

(農地耕作条件改善事業)
198億円の内数
(200億円の内数)

(農山漁村振興交付金)
84億円の内数
(91億円の内数)

(農地耕作条件改善事業)
198億円の内数
(200億円の内数)

2 農村振興施策の関連施策

(国民理解の醸成)

- ・SNS等を活用した情報発信や学校給食での地場製品の活用促進による地産地消の推進、農業体験の促進、事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化等による国民理解の醸成、環境負荷低減の取組の「見える化」やJ-クレジットを通じた関係者の行動変容の促進

【6年度当初】
(農山漁村振興交付金)
84億円の内数
(91億円の内数)

【5年度補正】

3 日本型直接支払制度の関連施策

(多様な農業人材の意欲的な取組の推進)

- ・地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間直接支払、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援を実施

【6年度当初】
(多面的機能支払交付金)
486億円の内数
(487億円の内数)
(中山間地域等直接支払交付金)
261億円の内数
(261億円の内数)

【5年度補正】

農業農村整備事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 332,623 (332,303) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 177,700百万円)

< 対策のポイント >

競争力強化のための水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化、新たな農業水利システム構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策や流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

< 事業目標 >

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)
- 更新が早期に必要なと判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 (10割 [令和7年度まで])

< 事業の内容 >

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化等の基盤整備を推進**します (高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付)。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

農業水利施設の**更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策**等を推進します。

3. 農村整備 (田園回帰・農村定住促進)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源活用施設の整備**等を推進します。

< 事業の流れ >



※ 事業の一部は、直轄で実施 (国費率2/3等)

< 事業イメージ >

1. 農業競争力強化対策



2. 国土強靱化対策



3. 田園回帰・農村定住促進



国営かんがい排水事業＜公共＞

【令和6年度予算概算決定額 101,885 (102,464) 百万円】
【令和5年度補正予算額 13,379百万円】

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

＜事業目標＞

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要なと判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を削減する地区の割合（10割 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

- ・ かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策の末端支配面積要件を緩和
- ・ かんがい排水事業において農道整備を実施可能に

※ 下線部は拡充内容

1. 一般型

- ・ 地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の整備

【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2. 特別型

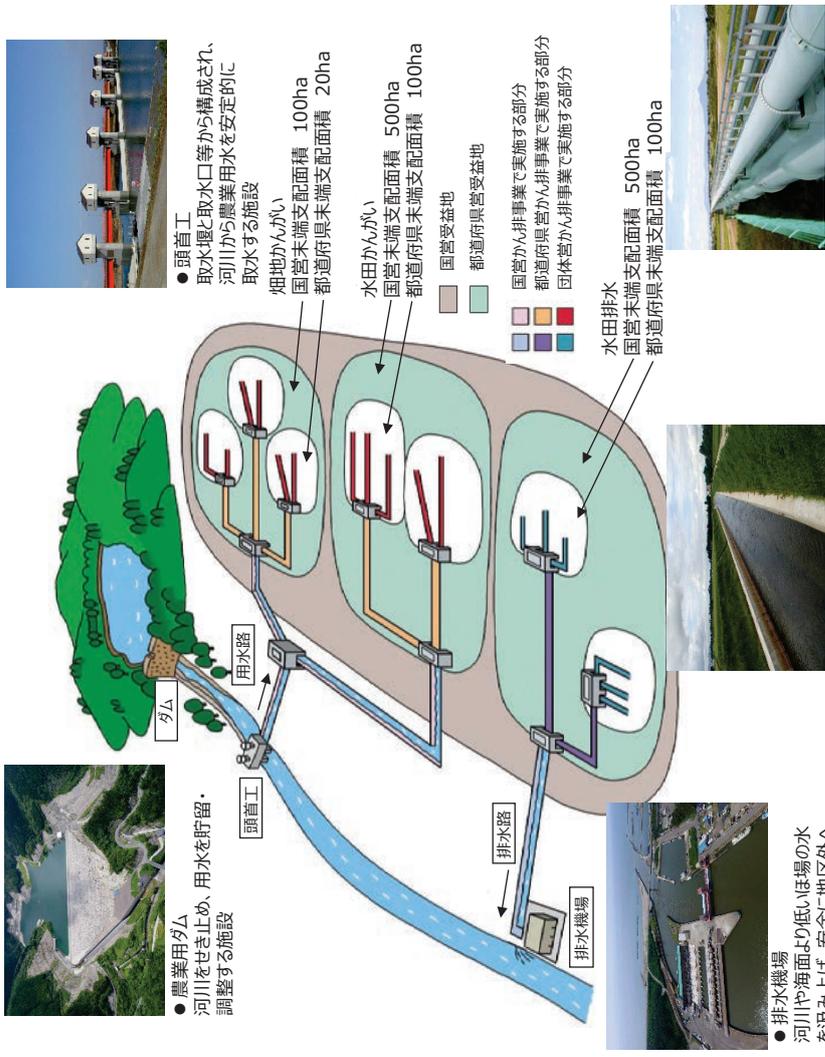
- ・ 高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
- ・ 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・ 治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
- ・ 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所のある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・ 小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

【実施要件】受益面積500ha以上 等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・福島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 (03-6744-2206)

国営かんがい排水事業（拡充） ～地域防災対策・豪雨災害対策の末端支配面積要件緩和～

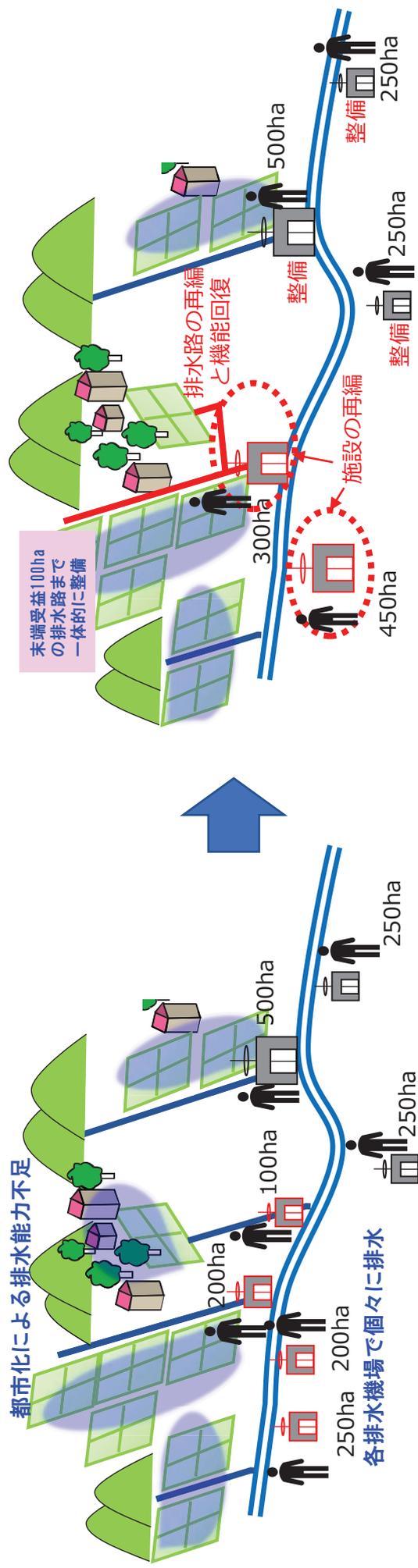
- 近年の豪雨災害の激甚化・頻発化により、河川下流域の低平地では、既存排水施設の能力不足による湛水被害や、河川堤防の決壊による洪水被害のリスクが高まっている。
- 都市化・混住化、地盤沈下等により機能が低下している排水施設について、早急に整備し機能を回復させる必要がある。
- このため、「地域防災対策」及び「豪雨災害対策」の末端支配面積要件を300haから100haに緩和することで、基本的な排水施設の整備及び管理の効率化を図り、流域治水対策を推進する。

＜拡充内容＞ 「地域防災対策」及び「豪雨災害対策」の末端支配面積要件「300ha以上」について、「100ha以上」に緩和

＜採択要件＞ 受益地域における排水対策に係る取組が流域治水に関する計画に位置付けられていること

各排水施設が一元的に管理されること

各排水施設を個別に整備・管理する場合に比して、施設の整備及び管理に係る費用が低減すること



国営かんがい排水事業（拡充） ～国営かんがい排水事業と農道整備の一体的な実施～

- 国営かんがい排水事業による用排水路の整備と一体的に農道の拡幅等を実施することで、行政コストを削減。

現状

- 国営かんがい排水事業の実施と同時に農道を整備する場合は、共同事業として実施する必要。
- 農道整備に携わる地方公共団体の職員数が減少しており、共同事業を実施するための調整作業、農道整備事業の事業化等の労力軽減が必要。



パイプラインの敷設されている農道

制度の課題

- 国営かんがい排水事業では、農道において用排水路の整備を行う場合、農道の原形復旧しかできない。



国営かんがい排水事業



共同事業等で実施



- 共同事業の場合、共同事業者間で予算措置等の調整を行う必要がある、年度事業量の柔軟な変更等が困難。
- 共同事業として実施する場合には、農道整備のための事業を立ち上げる必要がある、同意取得等の法手続が別途必要。

今後の対応

- パイプラインの敷設等の用排水路の整備を行う場合、国営かんがい排水事業の実施と一体的に拡幅等の農道整備*を実施。



国営かんがい排水事業で一体的に施工



*国営かんがい排水事業でパイプラインを敷設する区間等に限定

- ・ 一体施工により資材の節減、工期の短縮等を実現
- ・ 事業を一本化することにより、事業者間の調整作業のための労力を軽減し、事業の法手続も省略

実施要件

用排水路の整備を行う区間に限って一体的に農道整備を実施することが可能
(農道整備に係る国費率は1/2等)

実施主体

国

国営農用地再編整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 39,604 (40,348) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 22,623百万円)

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・ 基幹事業：区画整理
- ・ 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業 (中山間地域型)

- ・ 基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
- ・ 併せ行う事業：農業用排水施設

【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業 (次世代農業促進型)

- ・ 基幹事業：区画整理
- ・ 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業 (草地整備型)

- ・ 基幹事業：区画整理
- ・ 併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

<事業実施主体>

国 (国費率：農林水産省2/3、北海道75% 等)

<事業イメージ>

事業実施前



小区画で不整形な農地

事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良 (地下かんがいシステムの導入等) を実施



農地の大区画化、排水改良



地下かんがいシステムの導入

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。



農機の巡回を容易にし、作業効率を向上させるため、ターン農道の整備



排水路 (埋設管) と用水路 (埋設管) 当農作業上の障害を除去する用排水路の管路化

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キヤベツの生産拡大

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)

国営総合農地防災事業＜公共＞

【令和6年度予算概算決定額 25,737 (26,966) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 7,662百万円)

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

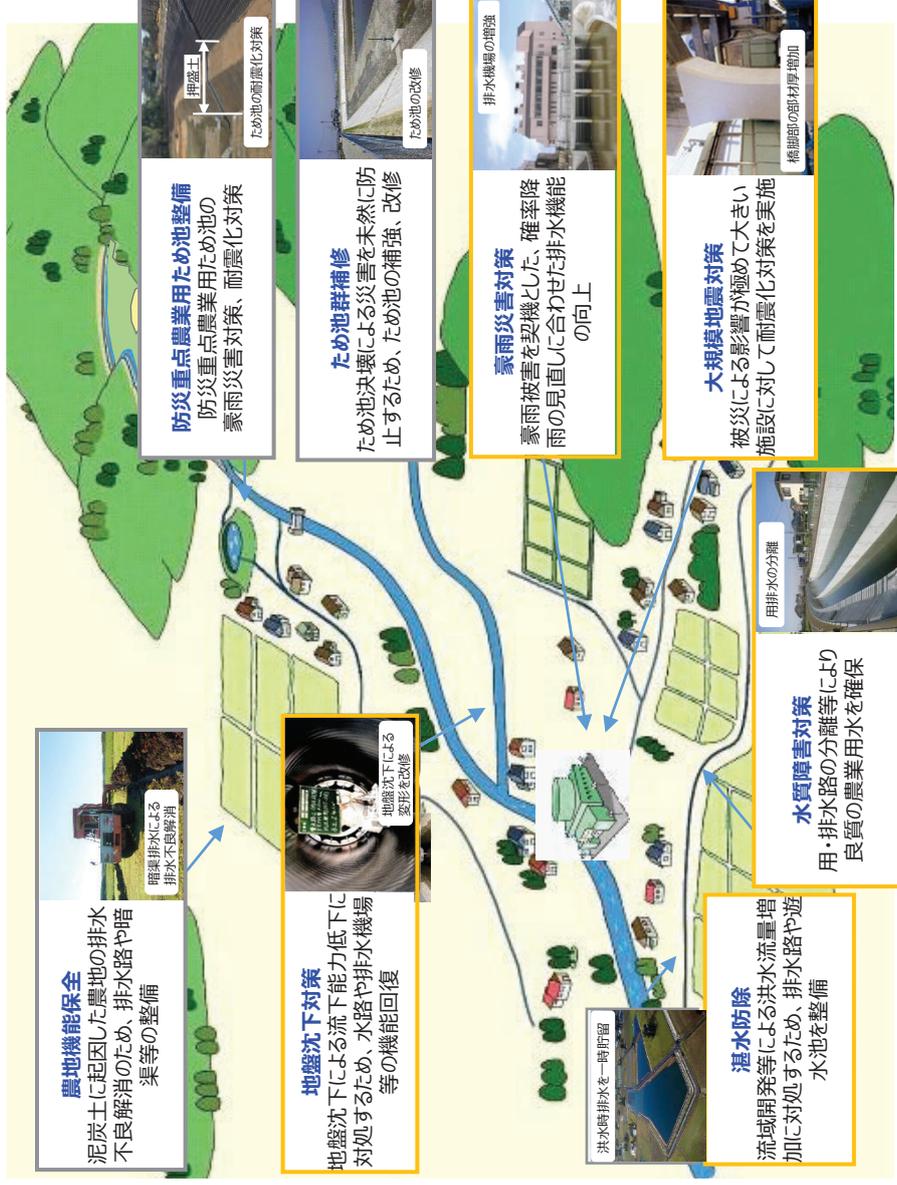
- 1. 農業用排水施設の機能回復**
 湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。
- 2. 農業用排水施設の豪雨災害対策**
 豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。
- 3. 農業用排水施設の耐震化対策**
 大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策を推進します。
 (耐震化対策と一体不可分な更新整備を実施可とします。)
- 4. 防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策**
 大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策を行います。
 [令和12年度まで]
 【実施要件】受益面積3,000ha以上、
 末端支配面積300ha以上（ただし、畑については100ha以上）等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75%） ※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

＜事業イメージ＞

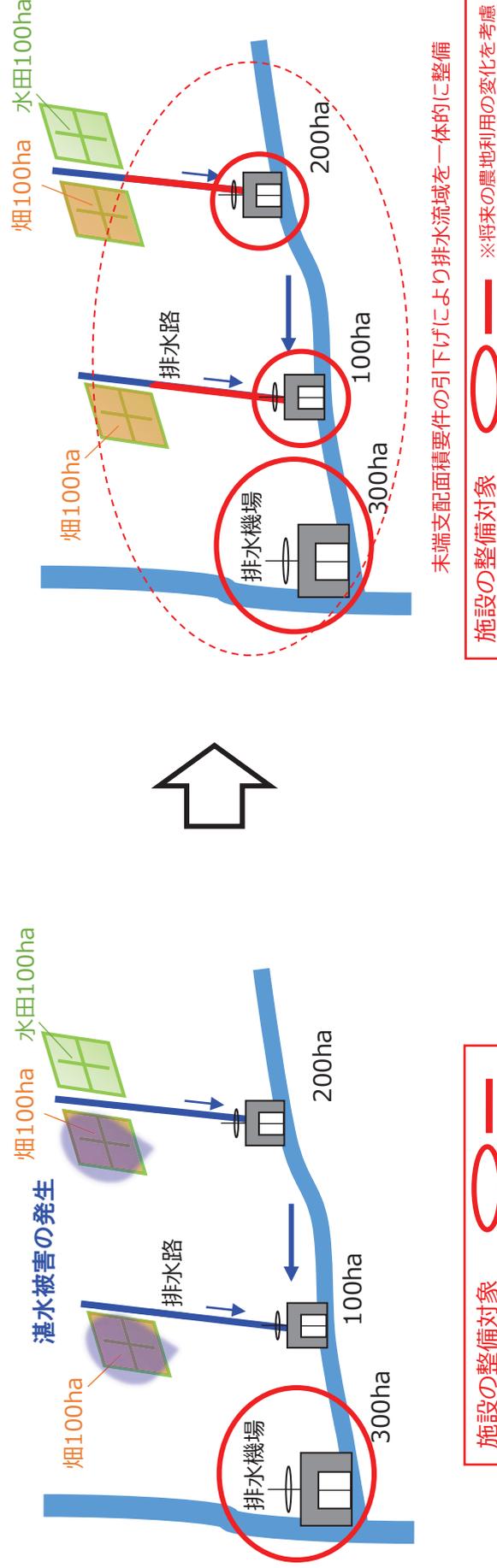


国営総合農地防災事業（拡充） ～食料安全保障の強化に対応した排水対策～

- 食料安全保障の強化に向けて、水田の更なる畑地化が見込まれる一方で、水稻と比較して畑作物は湛水被害を受けやすいことから、排水対策を推進する必要がある。
- このため、畑を受益地とする農業用排水施設の末端支配面積要件を300haから100haに引き下げ、将来の畑地化の進展を見据えた施設整備を行い、農地等の湛水被害の未然防止を図る。

1 事業内容

湛水被害等の災害のおそれが広域的に生じている地域において、将来の農地利用の変化を考慮した上で湛水被害を未然に防止するための農業用排水施設の整備を実施。



2 実施要件

- (1) 受益面積 3,000ha以上（北海道については、受益面積1,000ha以上）
- (2) 末端支配面積 300ha以上（ただし、畑については末端支配面積100ha以上※）等
※事業完了予定年度の5年後に想定される面積とすることができる。

3 事業主体・国費率

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：2／3等

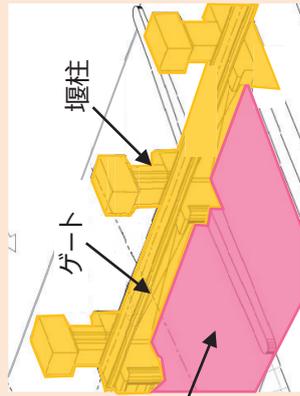
- 安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農業用排水施設の耐震化を推進していく必要がある一方で、施設の老朽化も進んでおり、施設の安定的な機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。
- このため、耐震化対策を行う農業用排水施設において、構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施可能とすることで、耐震化対策の効果の確実な発揮を図る。

1 事業内容

耐震化対策を行う農業用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施。

頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロン等頭首工と一体不可分な範囲の更新整備を実施。



エプロン
※河床を保護するコンクリート

- : 耐震化対策の実施箇所
- : 更新整備の実施箇所（頭首工の構造上及び機能上、一体不可分なもの）

水路の例

耐震化対策の重要度が高い水路区間※にあり、かつ、漏水があった場合に制水弁等で止水できない区間にある老朽化した水路の更新整備を実施。

※現行の大規模地震型の要件と同様



2 実施要件

以下の全ての要件に該当する場合、大規模地震型において、耐震化対策の一環として更新整備が可能。

- (1) 耐震化対策を行う施設であること（人命・財産等への影響が大きく、重要度が高い施設であること）
- (2) 耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲で老朽化による機能低下がみられること
- (3) 施設の長寿命化に配慮した更新整備計画が策定されていること
- (4) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること

3 事業主体・国費率

- ・ 事業実施主体：国
- ・ 国費率：2/3等

防災情報ネットワーク事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 1,169 (1,169) 百万円】

<対策のポイント>

迅速かつ的確な防災情報の収集、災害対応等を行うため、**国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備**と**ため池防災支援システムの保守運用**を行うとともに、非常時対策として必要な**災害応急用ポンプ等の整備**を行います。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等
 国営造成土地改良施設の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備の整備、保守運用を行います。

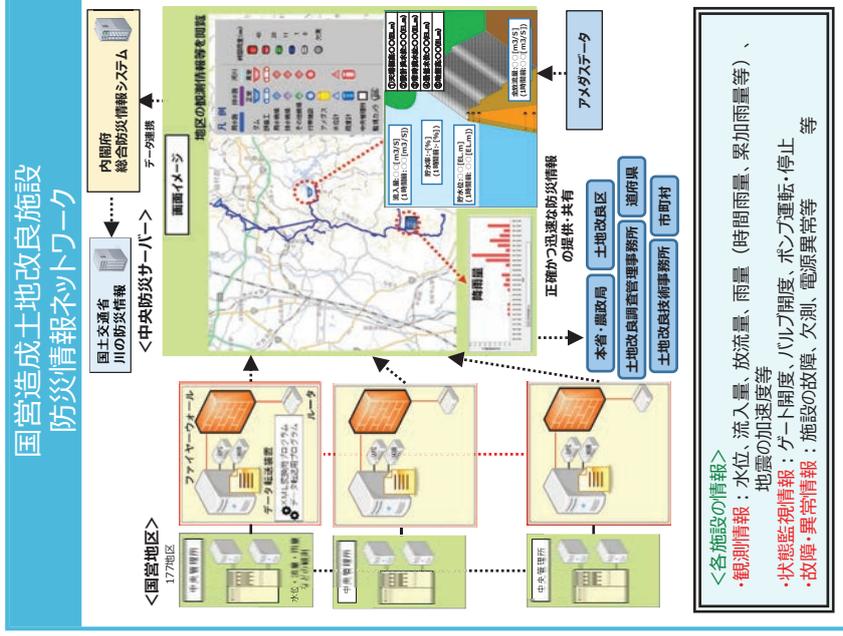
2. ため池防災支援システムの保守運用
 国、県、市町村、ため池管理者等の関係者が、災害時にため池の被災情報を迅速に共有し、国による的確な支援や緊急時の効率的な点検の実施等に必要「ため池防災支援システム」の保守運用を行います。

3. 非常時対策
 国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の運搬、運転、点検、整備、保守を実施します。

<事業実施主体>

国（国費率：10/10）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1, 2の事業）農村振興局防災課（03-6744-2210）
 （3の事業）設計課（03-3502-6094）

水資源開発事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 8,500 (8,500) 百万円】
（令和5年度補正予算額 985百万円）

< 対策のポイント >

利根川・荒川等の水資源開発水系において、農業用水の確保、安定供給を図るため、農業水利施設の整備・管理を支援します。

< 事業目標 >

機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

< 事業の内容 >

食料の安定供給の確保、農業の持続的発展等に必要な農業用水の安定的な供給のため、各水資源開発水系において閣議決定された水資源開発基本計画に基づく以下の事業を実施します。

1. 水資源機構かんがい排水事業

水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築を行い、水利用の合理化と安定を図るとともに、突発事故等不測の事態に対する施設の機能保全対策、改築と一体的に実施する耐震対策や災害防止対策、支線水路の更新対策等を行います。

2. 農地防災事業

自然的・社会的状況の変化に対し災害の未然防止等を図るため、水資源の開発又は利用のための施設のうち、重要度・緊急性の高い施設の耐震化、地盤沈下等への対策を行います。

3. 水資源機構かんがい排水事業造成施設管理

水資源機構が造成した施設等のうち、基幹的施設の運転操作、施設の機能診断等、施設の適正な管理を行います。

4. 事業計画等検討調査

地域の農業構造や営農形態等の変化を踏まえ、必要な施設計画等を策定するための調査を実施します。

< 事業の流れ >

2/3等



独立行政法人
水資源機構



< 事業イメージ >

○施設の改築



○施設の適正な管理



管水路の改築（イメージ）

管水路における漏水事故 PC管の劣化

○施設の適正な管理



監視・操作



管水路の機能診断

農業競争力強化基盤整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795 (63,319) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 89,104百万円)

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合 (約8割以上 [令和7年度まで])

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業の流れ>



農業競争力強化を図るための基盤整備

農地の整備	農業水利施設の整備
 <p>水稲</p>  <p>タマネギ</p>	 <p>水路のパイプライン化</p>
 <p>圃場の大区画化</p>	 <p>頭首工の改修</p>
 <p>暗渠の整備による水田の汎用化</p>	 <p>小水力発電施設の設置</p>
 <p>畑地の区画整理及びかんがい施設の整備</p>	 <p>ゲートの自動化</p>
 <p>畦畔除去による区画拡大</p>	

【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
 (3、4の事業) 水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業のうち 農業競争力強化農地整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795 (63,319) 百万円の内数】
 (令和5年度補正予算額 89,104百万円の内数)

<対策のポイント>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

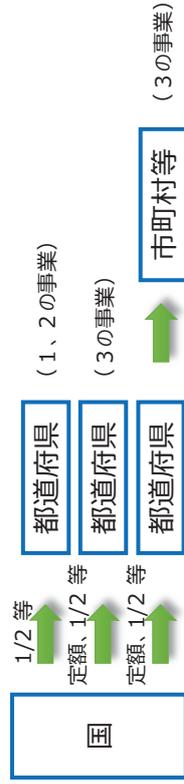
<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合 (約8割以上 [令和7年度まで])

<事業の内容>

- 1. 農地整備事業**
 地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施
 - 2. 草地畜産基盤整備事業**
 草地に立脚した畜産経営の展開に必要となる草地の基盤整備等を実施
 - 3. 農業基盤整備促進事業**
 畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施
- ※ **実施計画等策定事業 (1の事業)**
 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
- ※ 自動走行農機等に対応した省力化に資する基盤整備も実施可能 (1～3の事業)
- ※ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能 (1～3の事業)

<事業の流れ>



<事業イメージ>

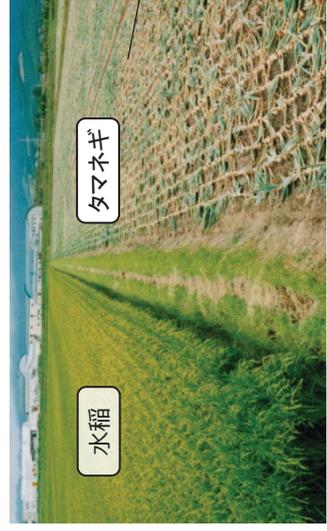
地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、
農業用排水施設整備 等

附帯事業：農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画
関連地区又はスマート農業に取り組み地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画関連地区又はスマート
農業に取り組み地区の場合、定額助成（令和7年度採択分まで）

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を助産し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施



＜整備前＞



＜整備後＞

大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

農地集積促進事業（促進費）

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
・助成割合

集積率	都道府県営農地整備事業	
	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0% (計12.5%)
75～85%	7.5%	+3.0% (計10.5%)
65～75%	6.5%	+2.0% (計8.5%)
55～65%	5.5%	+1.0% (計6.5%)

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合
※ 国費負担割合は50%等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

補助率：50% 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進。

1. 事業内容

① きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
 - ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
- ・補助率：50%等

③ 水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

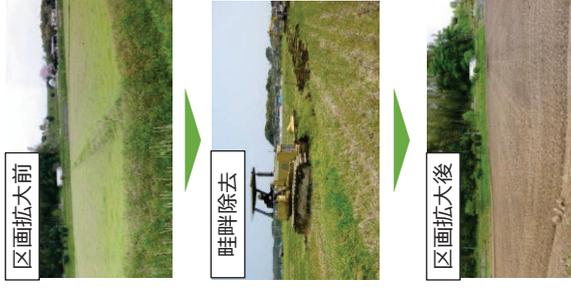
- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等

② 整備済み農地の簡易な整備（定額助成） ※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価※ 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	25万円/10a (42万円/10a)	() は水路変更(管 水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	6万円/10a (22万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万5千円/100m	
暗渠排水	バックホウ	19万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +3万円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ 掘削同時埋設	12万円/10a 10万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	20万5千円/100m	
末端 畑かん施設		18万5千円/10a (29万円/10a)	() は樹園地の場合
	バックホウ	1.5万円/100m	
明渠排水	バックホウ	26万円/10a	
客土	層厚10cm以上	26万円/10a	
除礫	深度30cm以上	23万5千円/10a	



(注) 担い手に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算(明渠排水を除く)

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備**を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)

<事業の内容>

1. **農地整備事業 (一般型、省力化整備型※)**

【対象工種】 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等
 【附帯事業】 機構集積推進事業
 (推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)

2. **実施計画等策定事業**

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】

農地中間管理権等：事業施行区域内農用地の全てで以下の①又は②を満たすこと

- ① 機構が農地中間管理権を有する農地
- ② 機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地

受益面積：10ha以上 (中山間地域は5ha以上)

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内 (果樹等は10年以内) に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減等

※省力化整備型については、中山間地域等人口減少が著しい地域のうち、過去の基盤整備等を契機に現行の実施要件を達成しており、かつ、更なる集積や保全管理コストの2割低減等の要件を満たす地区を対象に、畦畔幅や法面の緩傾斜化等省力化のための整備を支援。

※ 下線部は拡充内容

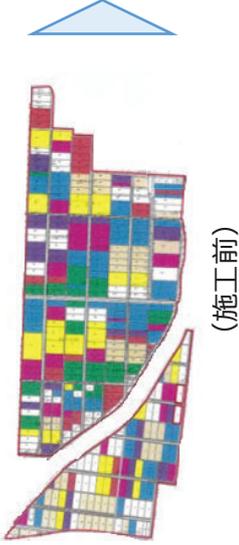
<事業の流れ>



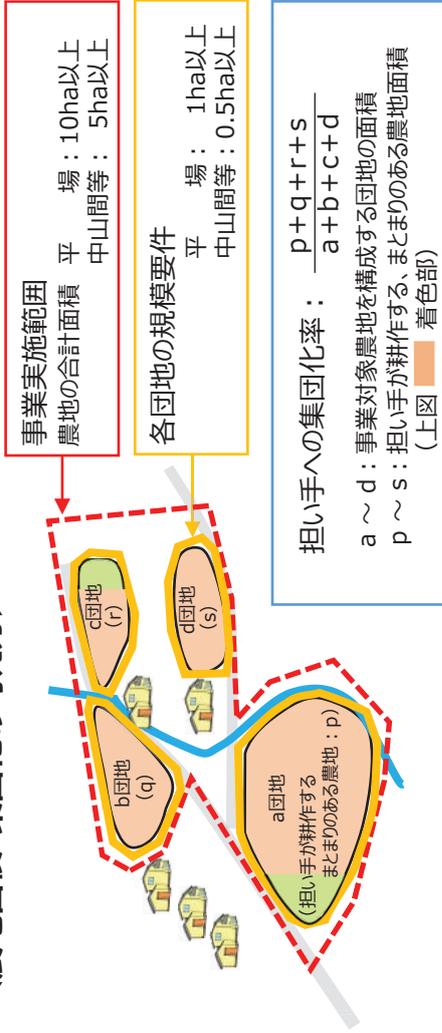
※ 農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施。
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795 (63,319) 百万円の内数】
 (令和5年度補正予算額 89,104百万円の内数)

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を削減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
 地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
 機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進**
 - ① 農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
 - ② 田んぼダムに取り組み地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
- 4. 脱炭素化の推進**
 小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ等を加速して推進します。
 【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費
- 5. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立**
 - ① 担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
 - ② 作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
 - ③ 転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。 ※末端支配面積を緩和【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた促進費
- 6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備**
 ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
- 7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等**
 水利利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業のうち
畑地帯総合整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795 (63,319) 百万円の内数】
 (令和5年度補正予算額 89,104百万円の内数)

<対策のポイント>

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合 (約8割以上 [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
 畑地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの

(営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能)

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費
 高収益作物の導入面積割合に応じた促進費

【実施要件】 受益面積20ha (畑地帯総合整備中山間地域型は10ha) 以上
 (樹園地については受益面積5ha以上※ (0.5ha以上の団地の合計)) 等

※ 優良品種・品目の導入に取り組み場合

2. 水田地帯における畑作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化のための整備
 パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】

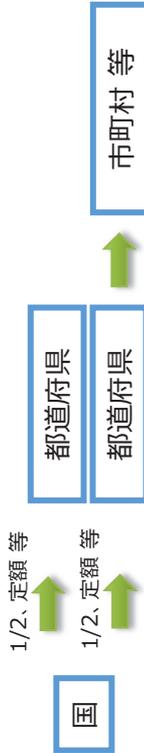
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費 等

【実施要件】 受益面積20ha (中山間地域等 10ha) 以上
 (事業実施区域の5割以上で畑作物・園芸作物を作付けする場合は5ha以上) 等

3. 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

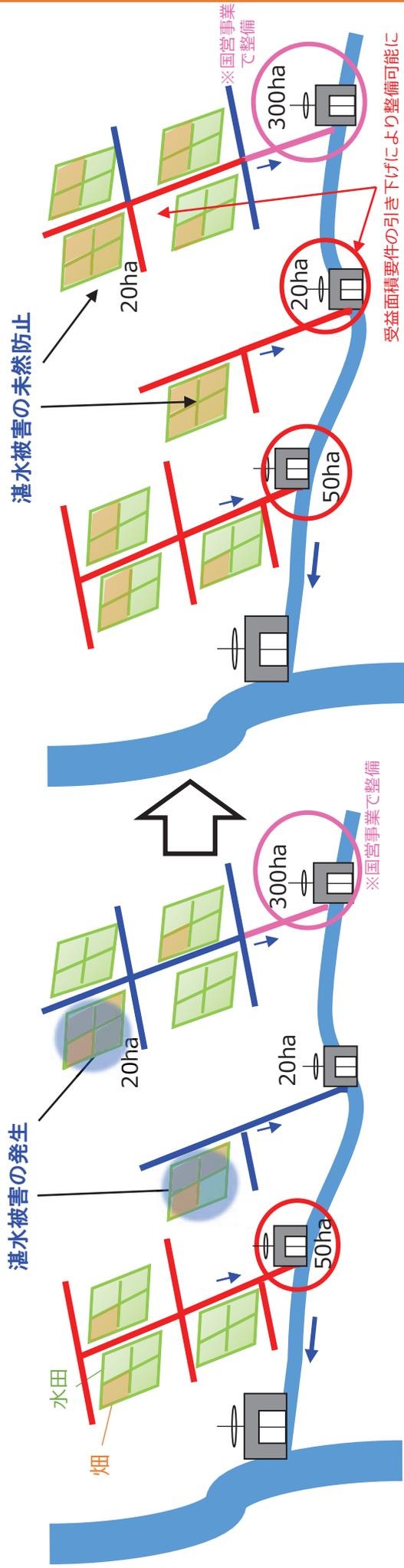
農村地域防災減災事業（湛水防除）（拡充）

～食料安全保障の強化に対応した排水対策～

- 食料安全保障の強化に向けて、水田の更なる畑地化が見込まれる一方で、水稲と比較して畑作物は湛水被害を受けやすいことから、排水対策を推進する必要がある。
- このため、湛水防除を行う事業において、畑を対象とする場合の受益面積要件を30haから20haに引き下げ、将来の畑地化の進展を見据えた施設整備を行い、農地等の湛水被害の未然防止を図る。

1 事業内容

湛水被害を生ずるおそれのある地域において、将来の農地利用の変化を考慮した上で湛水被害を未然に防止するための農業用排水施設の整備を実施。



施設の整備対象

施設の整備対象

※将来の農地利用の変化を考慮

2 実施要件等

受益面積 湛水防除を行う事業：30ha以上（ただし、畑を対象とする場合は20ha以上※）
 ※事業完了予定年度の5年後に想定される面積とすることができる。

3 事業主体・補助率

- ・事業実施主体：
都道府県、市町村、
土地改良区等
- ・補助率：50%等

防災重点農業用ため池緊急整備事業<公共> 【令和6年度予算概算決定額 38,101 (41,119) 百万円の内数】 (令和5年度補正予算額 39,335百万円の内数)

<対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

<事業目標>

浸水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間 (令和13年3月まで) における以下の対策を支援します。

1. ハード対策 (補助率: 1/2等)

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等 (総事業費4千万円以上)
※ ため池を改修する際、豪雨対策等を他の対策に先行させて段階的に整備することを可能にすることを明確化
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については補助率55%で支援

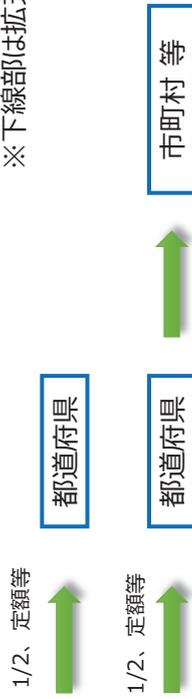
※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。

- ③ ①と併せ行う堆砂対策 (堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等)

2. ソフト対策 (定額)

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



堤体の補強及び法面保護による浸食防止



ため池の洪水吐きの改修 (洪水流下能力の増加)



堤体からの漏水量計測



ボーリングによる土質調査



洪水吐きの構造を調査

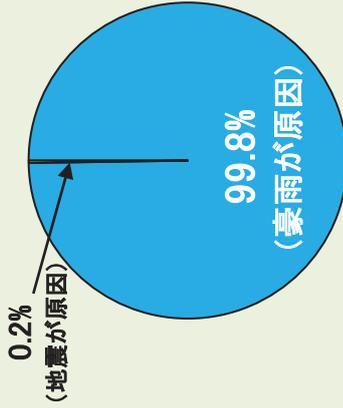
【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)(拡充) ～豪雨対策を先行させる段階的整備により防災重点農業用ため池の防災工事を加速化～

- 現在、ため池の防災工事については、豪雨対策や地震対策等を一体的に整備
- **ため池決壊の99.8%は豪雨が原因**
- 豪雨や地震に対するリスク評価を行った上で、洪水吐きの改修等の**豪雨対策を地震対策に先行して整備(段階的整備)することにより、ため池の防災工事を加速化し、より多くのため池の決壊リスクを低減**

ため池の決壊件数

(平成25年～令和4年)



決壊の99.8%は豪雨が原因

ため池の決壊状況

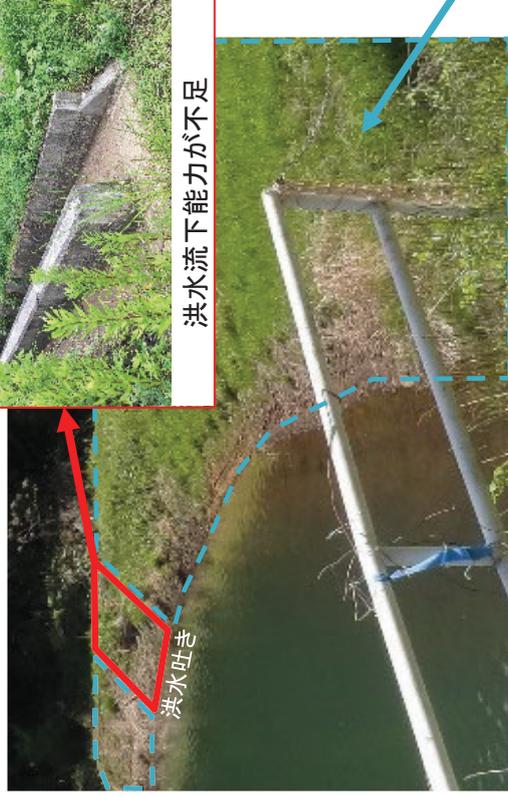


令和4年8月豪雨によるため池の決壊
(山形県川西町)

【豪雨対策の先行整備(段階的整備)】

豪雨や地震に対するリスク評価を行った上で、洪水吐きの改修等の豪雨対策を先行して整備し、地震対策は豪雨対策完了後に実施(段階的整備)。

《イメージ》



豪雨対策を先行整備※

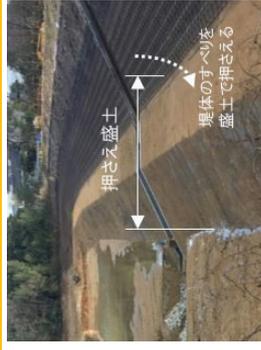


改修後の洪水吐き

洪水流下能力を大きく向上

※ 洪水吐きとその土台部分は、耐震性能を確保できるように設計、施工。

地震対策は豪雨対策完了後に実施



押さえ盛土による堤体の補強

※ 「豪雨対策の先行整備(段階的整備)」は、ため池の防災工事の新たな選択肢であり、これを行うかどうかは、**地域の実情を踏まえて、各事業主体において判断。**

中山間地域農業農村総合整備事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 4,534 (4,929) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 1,435百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

- 1. 農業生産基盤整備**
 - 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
 - 国土保全のための農用地保全施設
 - 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等
- 2. 農村振興環境整備 (1に付帯して実施)**
 - 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
 - 高収益作物の導入に必要な農業施設
 - 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

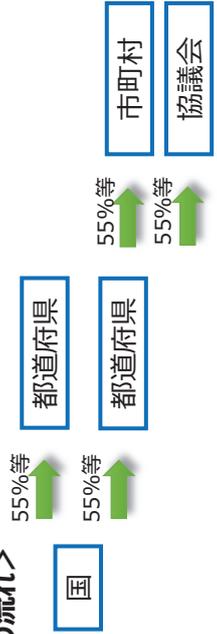
【実施要件】

- 農産物の高付加価値等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組み地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上 (生産・販売施設等※2と一体で実施する場合は5ha以上)
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

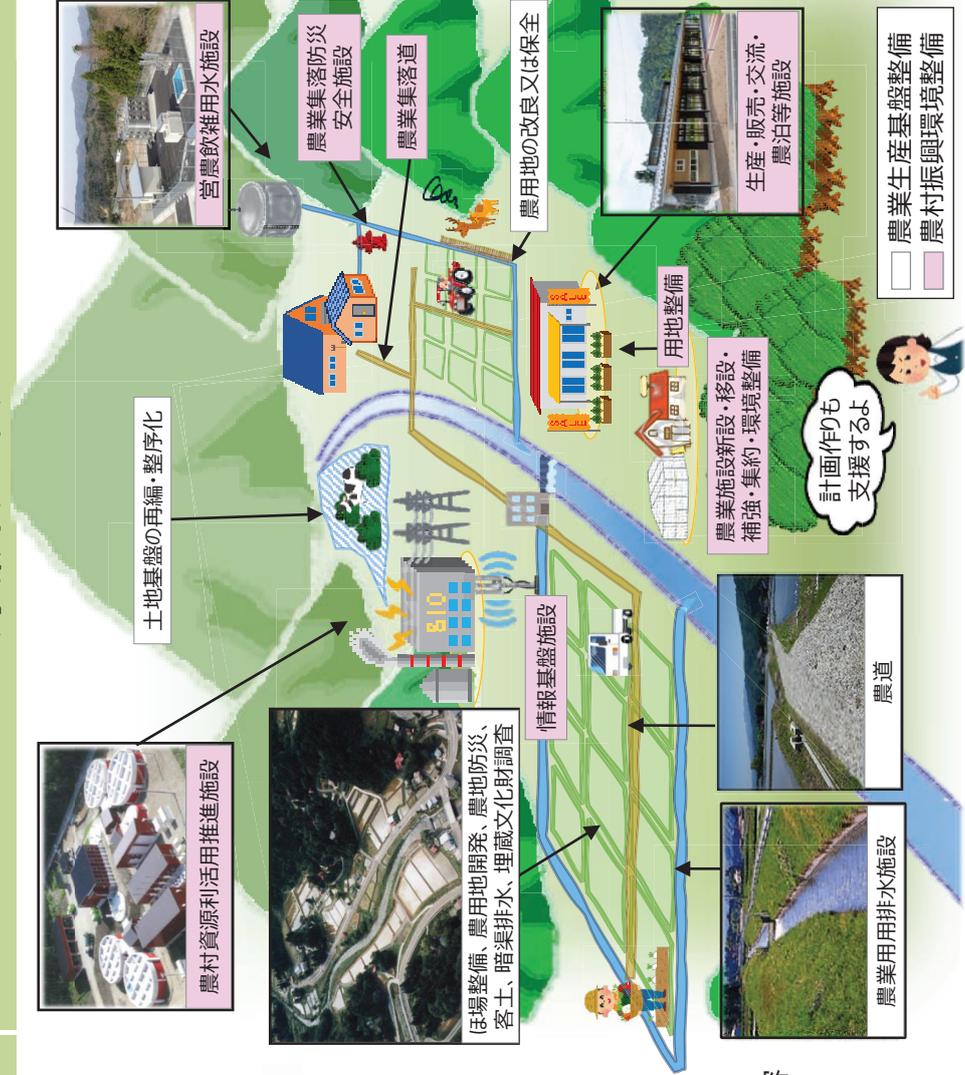
※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～ 工種組合せ・受益面積の要件緩和により、中山間地域の農業農村整備をきめ細やかに支援～

○ 中山間地域では、農業生産基盤の老朽化等が進行する中、ほ場・用排水施設等の再整備のニーズは高まっており、食料安定供給の観点から末端の農業インフラを持続させるため、再整備に取り組みやすくなるよう農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体※2で2工種以上に緩和（拡充①）するとともに、

○ 規模拡大が容易ではない中山間地域の農業を持続させる手段の1つとして、付加価値向上を目指す農業経営を推進するため、小規模でも効率的な高付加価値農業に取り組みやすくなるよう生産・販売施設等※3と一体で実施する場合の受益面積要件を緩和（拡充②）することにより、

中山間地域で所得確保を図る意欲ある地区において、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を推進する。

	現 行	拡 充
拡充①	<p>農業生産基盤 2 工種以上の実施が必要</p>  <p>(実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 用排水施設整備 + ほ場整備</p>	<p>全体で2工種以上であれば 農業生産基盤 1工種以上 でも実施可能 (実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 用排水施設整備 かつ 営農飲雑用水施設整備 OK!</p>
拡充②	<p>農業生産基盤の受益面積10ha以上 注) 高付加価値農業のための生産・販売施設等を整備する場合も 農業生産基盤10ha以上が必要 (実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 農産物処理加工施設整備 かつ ほ場整備 6 ha + 用排水施設整備 6 ha = 12ha</p>	<p>生産・販売施設等と一体で実施する場合の受益面積 5ha以上 注) 農業生産基盤 2 工種のみ等の場合は、取付が同じ10ha以上 (実施イメージ)</p>  <p>(事業例) 農産物処理加工施設整備 かつ 用排水施設整備 OK!</p>

※1：右欄事業メニュー1（1）～（8） ※3：右欄事業メニュー2（5）及び（7）（具体的には、活性化施設、農産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、地域販売力強化施設、交流施設、農泊等施設、高収益作物の導入を支援するの必要な施設等）

事業メニュー（工種）一覧

1 農業生産基盤整備事業

- (1) 農業用排水施設整備事業
- (2) 農道整備事業
- (3) ほ場整備事業
- (4) 農用地開発事業
- (5) 農地防災事業
- (6) 客土事業
- (7) 暗渠排水事業
- (8) 農用地の改良又は保全事業
- (9) 土地基盤の再編・整序化事業
- (10) 理感文化財調査事業

2 農村振興環境整備事業

- (1) 農業集落整備事業
- (2) 営農飲雑用水施設整備事業
- (3) 農業集落防災安全施設整備事業
- (4) 用地整備事業
- (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業
- (6) 情報基盤施設整備事業
- (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業
- (8) 農村資源利活用推進施設整備事業
- (9) 交換分合事業

農村整備事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 6,866 (7,234) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 1,248百万円)

< 対策のポイント >

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

< 事業目標 >

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

< 事業の内容 >

1. 農業集落排水施設整備事業
 農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
 (施設の整備・更新に当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を達成することを目標として定めた場合に、調査計画策定費を定額で支援します。)

2. 農道・集落道整備事業
 農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業
 営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業
 農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。
 (電力供給対象施設に温室や農機具格納庫等スマート農業に資する農業用施設を追加します。)

5. 集落防災安全施設整備事業
 災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

< 事業の流れ > 1/2等



※ 下線部は拡充内容

< 事業イメージ >

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等



浸水対策

止水壁の設置

非常用電源の設置

停電対策

農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの削減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



農道を改良
(拡張)すれば格納庫から保管できる農機で作業できる

農機格納庫

農地の大区画化

農機の大型化



処理区A

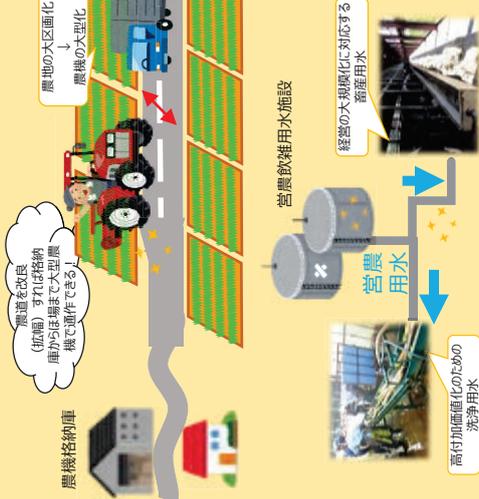
接合管新設

処理区B

処理場の統合・更新

処理場を廃止

施設の再編・コンパクト化により維持管理・更新コストを低減



営農飲雑用水施設

営農用水

高付加価値化のための洗浄用水

経営の大規模化に対応する畜産用水

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）（拡充） ～集排汚泥資源の肥料利用拡大～

- 農業集落排水施設から発生する汚泥（集排汚泥資源）は従来から肥料利用を推進しており、約5割が農地還元されているが、近年、その割合は横ばいとなっている。
- 「みどりの食料システム戦略」、「食料安全保障強化政策大綱」、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」等を踏まえ、国内資源である集排汚泥資源の肥料利用を更に拡大し、肥料の国産化、化学肥料の使用量低減、窒素やりん等の資源循環による持続可能な食料システムの確立を目指す必要がある。
- 集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けては、資源循環施設の規模や処理形態、肥料利用の方法、利用促進方策等の技術的検討を十分に行い事業計画を作成することが重要である。
- このため、集排汚泥資源の農地還元を行っていない市町村内において農業集落排水施設の整備・更新を行うに当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を目標として定めて事業を実施する場合には、事業計画策定に係る支援を拡充する。

【拡充内容等】

農村整備事業のうち農業集落排水施設整備事業
(調査計画策定の拡充)

<拡充内容>

施設の整備・更新に当たり、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合に、調査計画策定の補助率を「1/2」から「定額」に拡充し支援

<定額の対象となる要件>

- ① ハード整備の採択要件を満たす施設を対象としていること
- ② 集排汚泥資源の農地還元を行っていない市町村を事業計画区域としていること
- ③ 集排汚泥資源の農地還元率100%達成を目標とし、目標年度を設定すること（2030年度（令和12年度）までのいずれかの年度）
- ④ 事業計画書に上記「目標」及び「目標年度」を記載し、「目標年度」の翌年度に国へ達成状況を報告すること
- ⑤ 事業計画策定に当たり、地域の農業関係者等からの意見を十分に聴取すること

<採択期間>

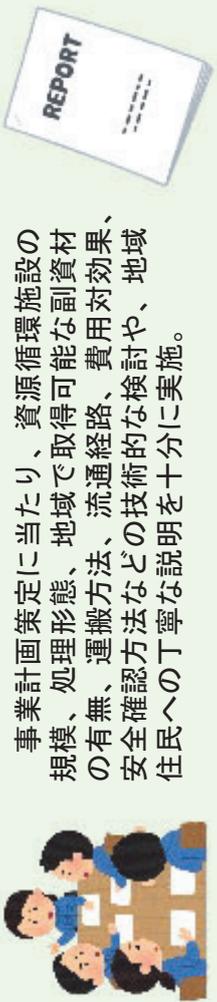
令和6年度～令和9年度

<実施主体>

都道府県、市町村、土地改良区等

【支援イメージ】

集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けた事業計画策定への支援を拡充



事業計画策定に当たり、資源循環施設の規模、処理形態、地域で取得可能な副資材の有無、運搬方法、流通経路、費用対効果、安全確認方法などの技術的な検討や、地域住民への丁寧な説明を十分に実施。

集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けた整備等の推進

■ 資源循環施設の導入・改良



コンポスト施設



ペレット肥料

■ 集排汚泥資源の肥料利用拡大

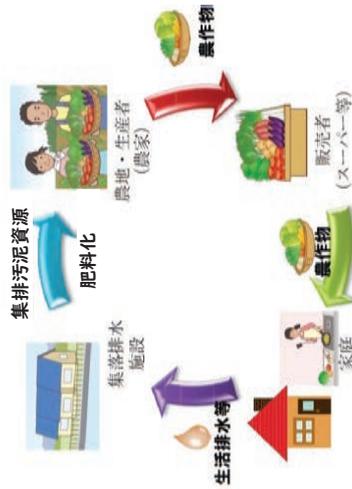


肥料の販売・配布



営農での利用

資源循環による 持続可能な食料システムへの貢献



農村整備事業（地域資源活用施設整備事業）（拡充）

～農村地域におけるエネルギーの地産地消を推進～

- 再生可能エネルギーの開発、有効活用については、東日本大震災を背景とした電力不足、昨今の資源価格の高騰等を背景に、その重要性が増している。
- このため、「みどりの食料システム戦略」の方針を踏まえ、農村地域に存在する豊富な未利用エネルギーをフル活用すべく、電力供給対象施設である農業農村振興に資する施設に、スマート農業に資する農業施設（畜舎、温室、農機具格納庫等）を追加する。

【拡充内容等】

農村整備事業のうち地域資源活用施設整備事業の拡充
（発電電力の供給対象施設の追加）

＜拡充内容＞

再生可能エネルギー発電施設で生み出した電力を
スマート農業に資する農業用施設にも供給可能にする

＜電力供給対象施設＞

（１）土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設

（２）農業農村振興に資する施設※

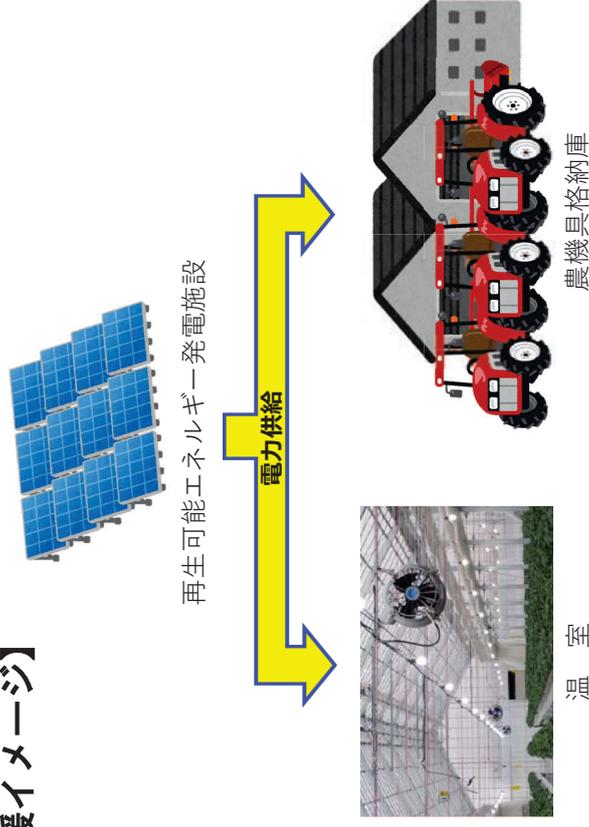
※ 処理加工施設、新規就農者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設、自然環境等活用交流学習施設、農業用施設（畜舎、温室、農機具格納庫等）

＜実施主体＞

都道府県、市町村、土地改良区等

※下線部は拡充内容

【支援イメージ】



スマート農業に活用



国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 5,843 (5,066) 百万円】

<対策のポイント>

国土土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断を始めとするストックマネジメントの取組を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

1. 機能保全計画策定事業

国営造成施設の機能診断（耐震診断を含む。）、機能保全計画の策定を行い、診断結果等の施設管理者への指導・助言を行います。

- ① 機能保全計画の策定等
- ② 施設管理者に対する指導・助言

2. 技術高度化事業

機能の適切な保全に必要なとなる技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。

- ① 事故等の要因調査
- ② 診断技術の適用と評価
- ③ 対策工法の適用と評価
- ④ リスク評価の実証調査

3. 権利設定等事業

国営造成施設の保全に係る権利が取得されていない施設における当該権利の取得等を行います。

- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
- ② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

4. 管理水準向上事業

施設管理者に対する技術的支援等を行い、管理水準の向上を図ります。

- ① 新技術習得のための専門家派遣、研修の実施
- ② 新技術の普及・啓発
- ③ 包括的民間委託の活用可能性に係る調査

※ 下線部は拡充内容

<事業実施主体>

国（国費率：10/10）

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

<事業イメージ>

機能診断（耐震診断を含む）の実施や施設管理者への指導・助言



[水路の鉄筋探査状況]

現地での実践を通じたストックマネジメント技術の高度化



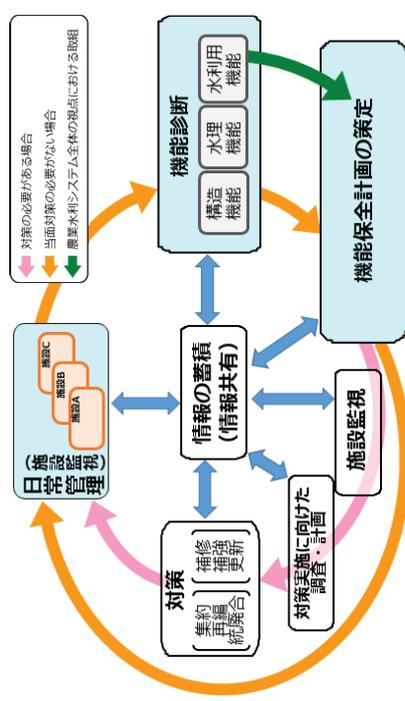
[ポンプ設備を分解することなく、潤滑油採取による診断技術を確認]

権利の取得等のための調査及び測量



[土地境界を確認するための立会]

<ストックマネジメントのサイクル>



新技術習得のための専門家派遣、研修の実施



[UAV技術習得の研修]

土地改良施設突発事故復旧事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 1,642 (1,597) 百万円】
 (令和5年度補正予算 445百万円)

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が年々増加していることから、突発事故が発生した場合においても、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に施設機能を回復**させます。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

土地改良施設で発生した**突発事故の現地仮復旧及び機能回復**を行う**復旧工事を迅速**に実施します。

1. 直轄事業 【実施要件】

- ・ 機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている
国営造成土地改良施設
- ・ 末端支配面積：100ha以上 等
- ・ 復旧事業費：2,000万円以上

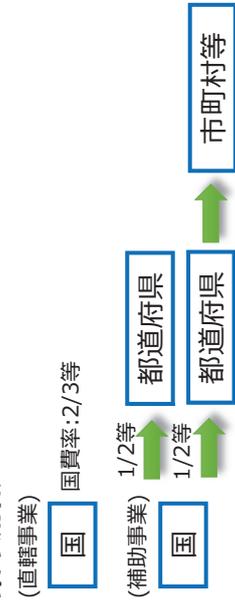
1,387百万円

2. 補助事業 【実施要件】

- ・ 機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている
土地改良施設
- ・ 末端支配面積：20ha(中山間地域等は10ha)以上
(団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能)
- ・ 復旧事業費：200万円以上

255百万円

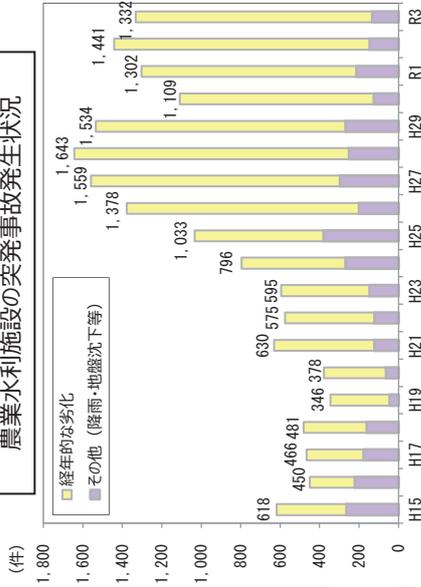
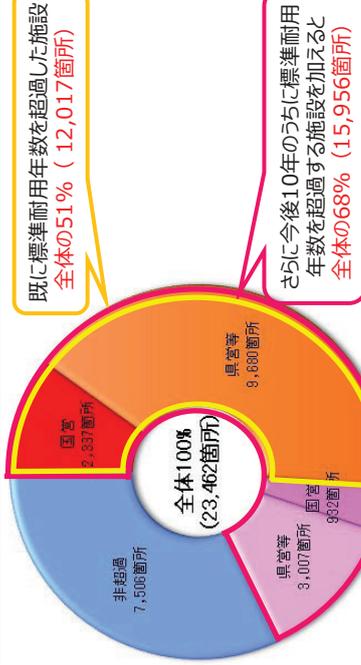
<事業の流れ>



<事業イメージ>

基幹的農業水利施設の状況

基幹的農業水利施設の老朽化状況 (令和3年3月)



資料)「農業基盤情報基礎調査 (R3.3時点)」による推計

出典) 農村振興局整備部水資源課施設保全管理室調べ

突発事故への迅速な対応



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

国営造成施設総合水利調整管理事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 950 (765) 百万円】

< 対策のポイント >

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、国営土地改良事業で造成したダムの事前放流※の取組効果の検証等により、洪水調節機能の一層の強化を図るとともに、国営土地改良事業で造成された施設に係る河川法第23条の流水占用の許可（以下「水利権」という。）の更新協議に必要な調査、これら施設に設置された小水力発電施設に係る水利権の更新協議及び取得協議に必要な調査等を行います。

< 事業目標 >

安定的な用水供給の確保、流域治水の推進

※ 最大3日（72時間）前から、ダムの貯水位を低下させて洪水調節のための容量を確保する取組

< 事業の内容 >

1. 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業

国営土地改良事業で造成された農業用ダムの事前放流等の取組効果の検証等を行うとともに、必要に応じて運用の見直し等を行い、農業用ダムの洪水調節機能の強化を図ります。

2. 水利権更新に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権のうち、水利権の内容に着しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な営農状況、必要水量の調査等を行います。

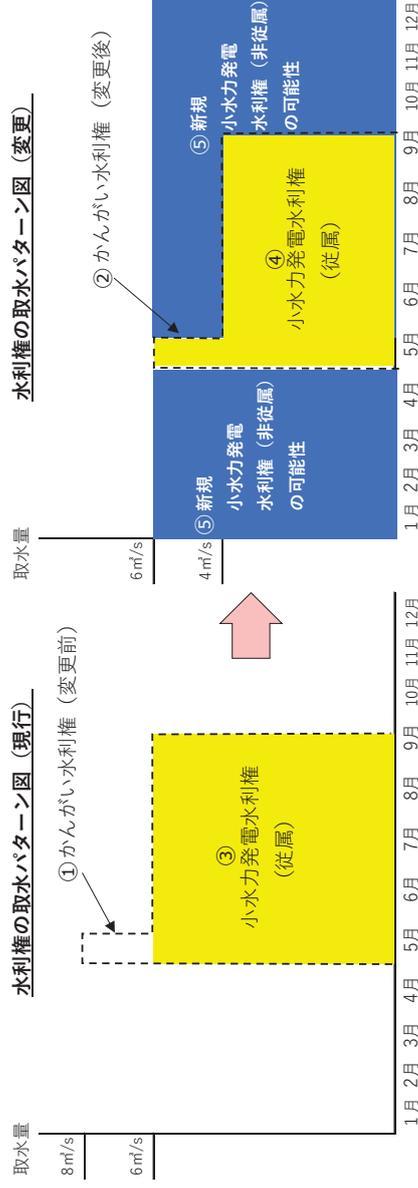
3. 小水力発電施設に係る水利権の更新及び取得に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた小水力発電水利権のうち、許可期限を迎える施設や、新しく水利権を取得する施設について、河川管理者との協議に必要な発電用水量の検討、必要な施設整備の検討に必要な調査等を行います。

※ 下線部は拡充内容

< 事業イメージ >

【小水力発電水利権の更新・新規取得】



○かんがい水利権

① (現行) 6～8m³/s

② (変更) 4～6m³/s

○小水力発電水利権

③ (現行) 6m³/s(かんがい水利権に従属)

④ (変更) 4～6m³/s(かんがい水利権に従属)

⑤ (新規) 2～6m³/s(かんがい水利権に非従属)

※②かんがい水利権の変更に伴い、④小水力発電水利権の更新や

⑤新規取得協議に必要な調査を実施

< 事業実施主体 > 国 (国費率：10/10)

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-3083)

基幹水利施設管理事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 4,627 (4,499) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 857百万円)

< 対策のポイント >

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

< 事業目標 >

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

< 事業の内容 >

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成^{※1}し、施設機能の適正な発揮を確保します。

(※1 包括的民間委託の試行に係る調査、契約書類の作成等に要する費用及びその実施に係るかかり増し費用(定額)を含む。)

1. 一般型 (国庫補助率：30%、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3)

【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること

② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上^{※2①}、畑を受益とするものにあつては300ha以上^{※2②}

(※2 地盤沈下地帯においては、①500ha以上、②100ha以上)

③ 非農地率がおおむね10%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型 (国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%)

【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門

【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること

② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上

③ 非農地率がおおむね20%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※ 下線部は拡充内容

< 事業の流れ >

30~40%、定額



< 事業イメージ >

【対象施設】



(ダム)



(頭首工)



(排水機場)



(排水樋門)

【補助対象内容】



(地区の用水管理)



(ポンプの運転)



(ゲートの操作)



(水路の塵芥除去)



(ポンプの点検整備)



(ゲートの塗装)

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

水利施設管理強化事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 2,735 (2,536) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 627百万円)

< 対策のポイント >

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

< 事業目標 >

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

< 事業の内容 >

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

1. 一般型 (国庫補助率：1/2 (①~④)、定額 (⑤))

【対象施設】管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及び国営附帯
 県営造成施設

【対象経費】① 防災・減災機能を有する施設：洪水調節機能強化等を含む多面的機能発揮に対応した費用 (維持管理費の[0.75/1.75]相当)
 ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用 (維持管理費の[0.6/1.6]相当)

- ③ 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用
- ④ 管理水準向上のための技術的支援等に要する費用
- ⑤ 包括的民間委託の試行に係る調査、契約書類の作成等に要する費用及びその実施に係るかかり増し費用

2. 特別型 (国庫補助率：1/2)

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組み農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設 (1の対象施設を除く)

【対象経費】流域治水の取組に要する費用

- ・治水協定ダムの事前放流、低水位管理
- ・ため池の低水位管理、水位計等による遠隔監視
- ・農業水利施設による地域排水 等

< 事業の流れ > 1/2、定額



※ 下線部は拡充内容

< 事業イメージ >

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化
 農業構造等の変化

集中豪雨の増加
 都市化・混住化

市街地・集落の浸水
 水路への廃棄物流入

営農の多様化による水需要の変化

施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

農業用ため池の遠隔監視
 ソーラーパネル カメラ 通信機器 電源装置 水位計

スクリーン除塵作業
 きめ細かな操作管理

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

土地改良施設維持管理適正化事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 4,450 (4,591) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

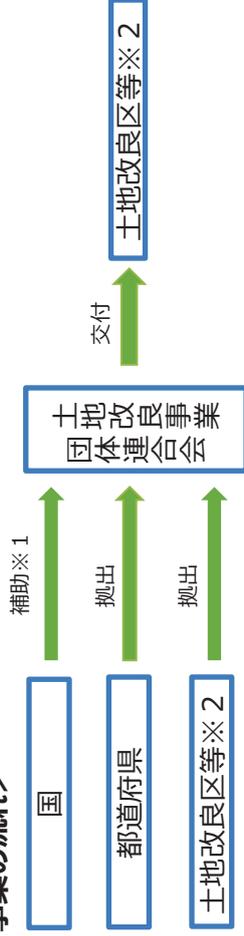
<事業目標>

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

- 1. 整備補修事業**
施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修 (原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
- 2. 施設改善対策事業**
水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修 (漏水防止のための水路の整備補修)
- 3. 安全管理施設整備対策事業**
農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設 (フェンス、通行止門扉等) の整備
- 4. 緊急整備補修**
予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修
- 5. 防災減災機能等強化事業**
防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備 (ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等)

<事業の流れ>



※1 1～4は30%、5は50%

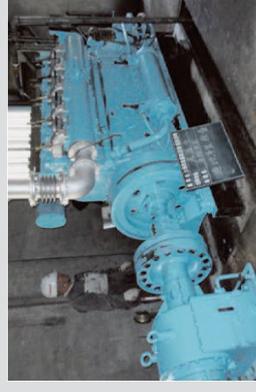
※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

<事業イメージ>

整備補修事業



原動機の分解補修、塗装



防災減災機能等強化事業

防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備

施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新

施設管理の省力化



監視装置の設置

排水門の電動化



水位計の設置

進相コンデンサの設置

【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

土地改良区体制強化事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 565 (588) 百万円】

<対策のポイント>

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制等の強化を支援します。

<事業目標>

土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制等を強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設・財務管理強化対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導、事務連合の設立に関する土地改良区への指導等
- ② 複式簿記の有効活用に関する土地改良区への指導等

2. 受益農地管理強化対策

- ① 換地業務等に関する土地改良区への指導等
- ② 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度等の活用に関する土地改良区への指導等
- ③ 所有者不明農地等の解消に向けた取組

3. 統合整備強化対策

- ① 地域の農業水利施設等の持続的な管理のための土地改良区の管理体制の拡充に向けた取組
- ② 土地改良区の合併等による統合整備計画の策定や事務機器等の整備

4. 特定被災土地改良区復興支援対策

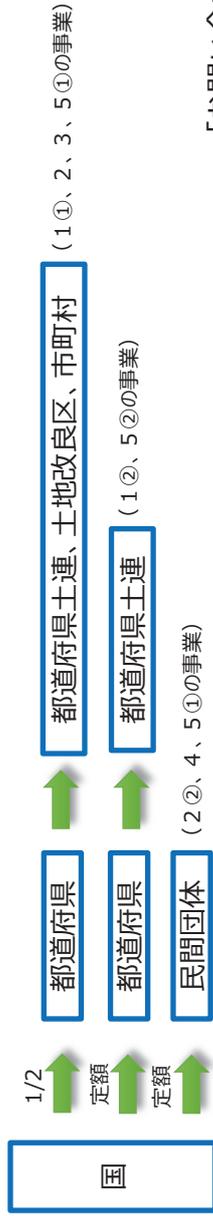
特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援

5. 研修・人材育成

- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ② 施設管理の省エネ化（高効率機器への更新等）に関する技術指導

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【令和6年度予算概算決定額 76,999 (77,390) 百万円】

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64% [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。

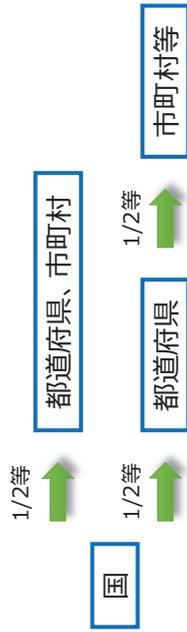
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに**交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

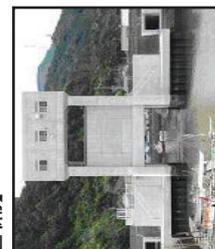


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波、高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】
 （農業農村分野） 農林水産省 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
 （森林分野） 林野庁計画課 (03-3501-3842)
 （水産分野） 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

海岸保全施設整備事業 < 公共 >

【令和6年度予算概算決定額 4,425 (4,425) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 1,150百万円)

< 対策のポイント >

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

< 事業目標 >

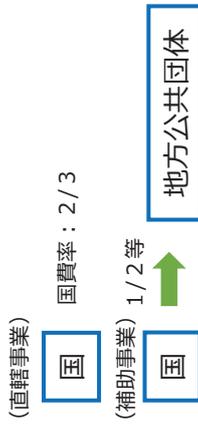
海岸堤防等の整備率（ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率）（53% [令和元年度] → 64% [令和7年度まで]）

< 事業の内容 >

- 1. 直轄海岸保全施設整備事業**
 工事規模が著しく大きく、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸管理者に代って国が当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行します。
- 2. 海岸保全施設整備連携事業（補助事業）**
 大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施します。
- 3. 津波対策緊急事業（補助事業）**
 津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施します。

- 4. 海岸メンテナンス事業（補助事業）**
 予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施します。
 ・海岸保全施設の長寿命化計画にコスト削減効果等を新たに位置づけるため、同計画の変更費用を支援します。（令和7年度まで）

< 事業の流れ >



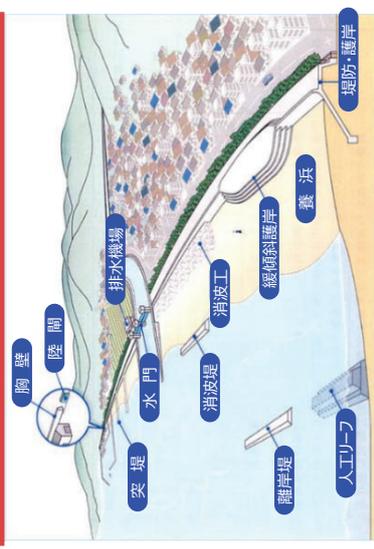
< 事業イメージ >

- 海抜ゼロメートル地帯における津波・高潮対策
 浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等の整備を推進しています。

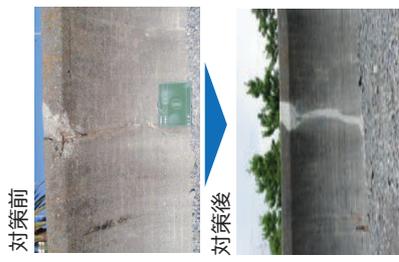
被害の状況



海岸保全施設のイメージ



代表的な整備



海岸堤防等の老朽化対策

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2199)

災害復旧等事業（農地・農業用施設等） <公共>

【令和6年度予算概算決定額 8,564（8,513）百万円】
 （令和5年度補正予算額 39,704百万円）

<対策のポイント>

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

<事業目標>

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

<事業の内容>

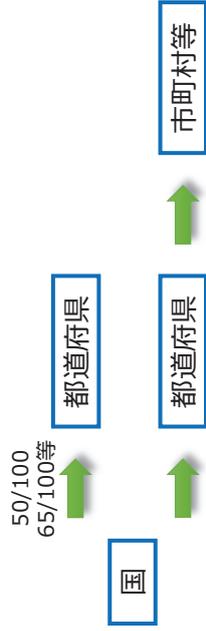
1. 災害復旧事業 8,234（8,189）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 330（324）百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

<事業の流れ>



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の高上げ制度あり。

<事業イメージ>

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等



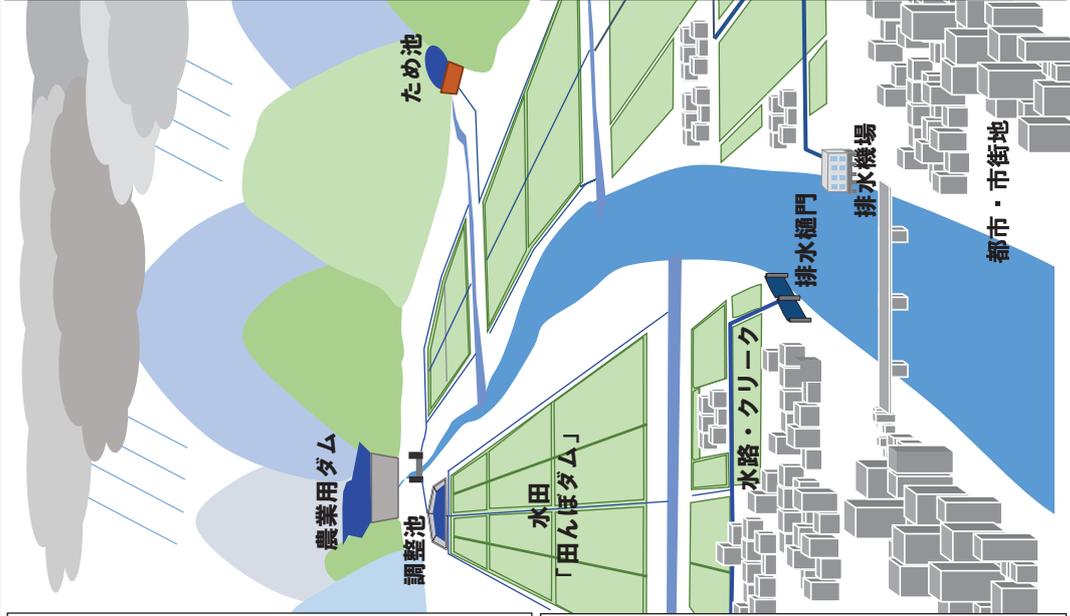
【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2211）

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

＜対策のポイント＞

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が存在しており、これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進します。

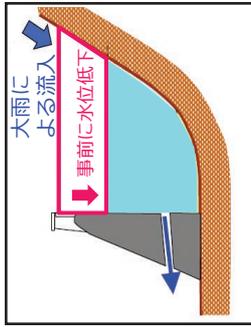
＜事業の全体像＞



農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際
にあらかじめ水位を下
げること等によって洪
水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、
下流域の氾濫被害リス
クを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地
や集落の湛水も防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地



水路・クリーク



【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、
危機管理システムの整備等

水田の活用（田んぼダム）

- 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を
設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組に
よって湛水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際
にあらかじめ水位を下げる
ことにより洪水調節機
能を発揮。

- 農業用水の貯留に影響
のない範囲で、洪水吐き
にスリット（切り欠き）
を設けて貯水位を低下さ
せ、洪水調節容量を確保。



スリット設置の例



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等

農業農村整備事業における「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取組を推進します。

＜事業の内容＞

1. 「田んぼダム」の取組に対する支援

「田んぼダム」の取組を推進するため、調整活動や畦畔再構築等を定額で支援します。

【主な助成単価】畦畔築立 14万5千円/100m、排水口整備 4万円/箇所

【対象事業】

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 「田んぼダム」の効果発現に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】

水利施設整備事業（流域治水推進型）

【実施要件】

- ・ 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること
- ・ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること

【対象地域】

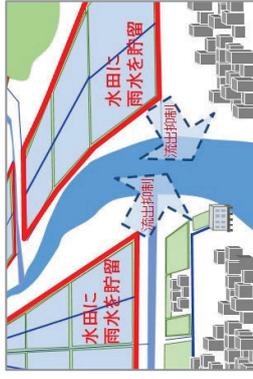
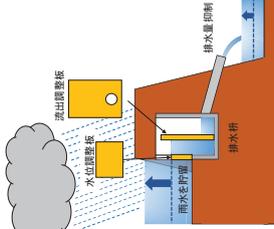
- ① 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ② 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ③ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

＜事業イメージ＞

「田んぼダム」の取組



流出調整板設置の例



水田に降った雨を貯留し
水田からの流出を抑制

「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援



畦畔が厚せ
容易に雨水が流出



畦畔の再構築を支援



堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

水田農業の高収益化の推進<一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

1. 計画策定の支援

〔・国産飼料増産対策事業（18億円の内数）〕

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

支援

3. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物による畑地化（14万円/10a）
- ② 高収益作物の導入・定着（2万円（3万円※）/10a×5年間）
- ③ 子実用とうもろこしの作付け（1万円/10a）

※ 加工・業務用野菜等の場合

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化等を支援します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- （1、2①の事業） 畜産局飼料課 (03-3502-5993)
- （2①②の事業） 農産局園芸作物課 (03-6744-2113)
- （2②の事業） 経営局経営政策課 (03-6744-2148)
- （2③の事業） 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)
- （3の事業） 農産局企画課※ (03-3597-0191)
- （4の事業） 農村振興局設計課 (03-3502-8695)

※プロジェクトの窓口を担当

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（8億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（121億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（11億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（51億円の内数）

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認・支援

策定・提出

3. 高収益作物の導入・定着支援

〔・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,905億円の内数）〕

4. 生産基盤の整備

〔・農業競争力強化基盤整備事業（3,326億円の内数）、農地耕作条件改善事業（198億円）、畑作等促進整備事業（22億円）等〕

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策〈公共〉

【令和5年度補正予算額 46,000百万円】

〈対策のポイント〉

食料の安定供給の確保に向けた構造転換や農業生産基盤の適切な安全管理を促進するため、水田の汎用化・畑地化による麦・大豆、野菜等の国内生産の増大や農業水利施設等の省力化、施設の集約・再編等を推進します。

〈事業目標〉

- 主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
- 担い手の生産コストの削減、農業水利施設の戦略的な安全管理の推進

〈事業の内容〉

1. 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策

麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備による畑地の高機能化等を支援します。

2. 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策

スマート技術等の導入に資する農地の大区画化、情報通信などの基盤整備、農業水利施設等の省力化や省エネ化、施設の集約・再編等による適切な安全管理等を支援します。

〈事業の流れ〉



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

〈事業イメージ〉

過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策



生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策



【お問い合わせ先】

- 農村振興局設計課 (03-3502-8695)
 水資源課 (03-3502-6246)
 農地資源課 (03-6744-2207)
 地域整備課 (03-6744-7625)
 防災課 (03-3502-6430)
 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

農地の更なる大区画化・汎用化の推進 < 公共 >

【令和5年度補正予算額 76,000百万円の内数】

< 対策のポイント >

担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等を推進します。

< 事業目標 >

担い手の米の生産コストの削減（9,600円/60kg以下、かつ、おおむね10%以上）

< 事業の内容 >

農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、**米の生産コストの早期かつ大幅な削減**を図るため、スマート農業に適した**農地の大区画化や排水改良、ICT水管理の導入**等を推進します。

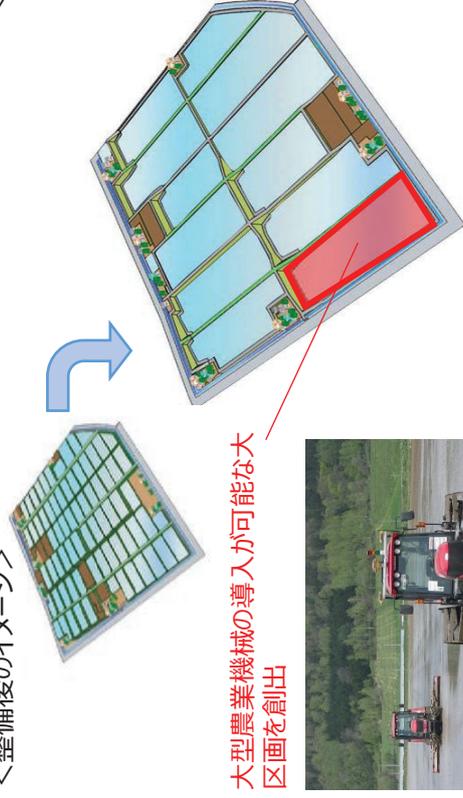
※ 農産物の輸出に取り組む地域に予算を優先的に配分する輸出優先枠を設定。

< 主な工種 >

区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備 等

< 事業イメージ >

< 整備後のイメージ >

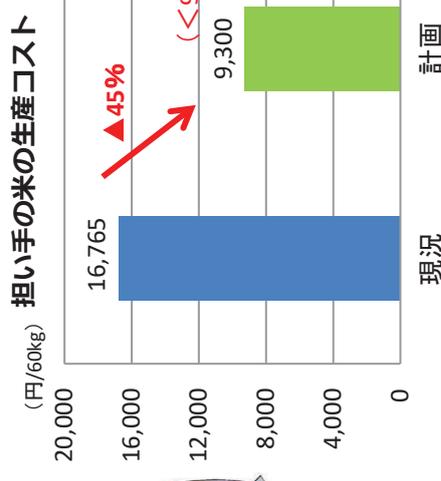


大型農業機械の導入が可能な大区画を創出



自動走行農機による代掻き

< 効果（米の生産コストの低減（円/60kg） >



※ 対策地区における計画値の平均値

< 事業の流れ >



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

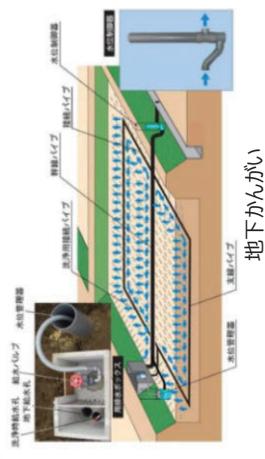
水管理の省力化・合理化を可能とするパイプライン化、地下かんがい推進



自動給水栓



パイプライン化



地下かんがい

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共>

【令和5年度補正予算額 76,000百万円の内数】

<対策のポイント>

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

<事業目標>

事業実施区域において、次のいずれかの目標を設定

- 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合及び高収益作物の生産額の増加（おおむね8割以上、かつ、おおむね10%以上）
- 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合及び高収益作物の生産額の増加（おおむね5割以上、かつ、おおむね50%以上）
- 作付面積に占める高収益作物の作付面積の割合の増加（5%ポイント以上）

<事業の内容>

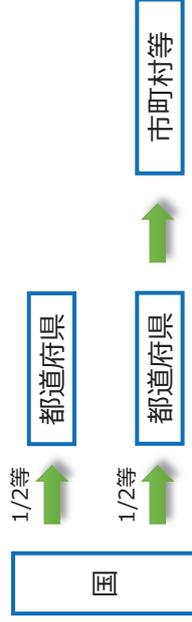
高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、スマート農業に適した農地の区画拡大、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

【※ 農産物の輸出に取り組み地域に予算を優先的に配分する輸出優先枠を設定。

<主な工種>

区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備 等

<事業の流れ>



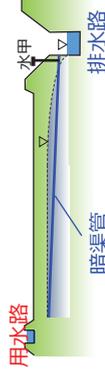
※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

<水田の汎用化・畑地化>

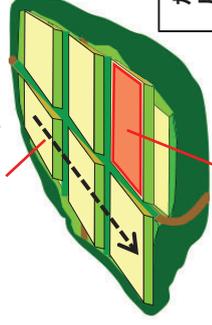
水田に野菜等を導入できるように排水改良を行い、かんがい設備を整備

○排水改良のイメージ



<畑地・樹園地の高機能化>

傾斜小（3°）



○みかんのマルチドリップかんがい



マルチ栽培

50a程度以上で整備



大区画化

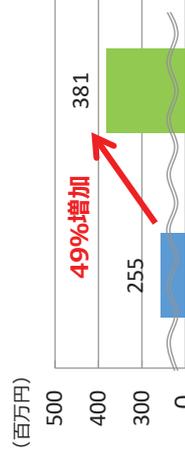


大型機械の導入



ハウス栽培

高収益作物の生産額の変化



※ 対象地区（作物生産額の増加要件に係る地区）における計画値の平均値

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）
水資源課（03-3502-6246）

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進〈公共〉

【令和5年度補正予算額 76,000百万円の内数】

〈対策のポイント〉

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等のハード整備を推進します。

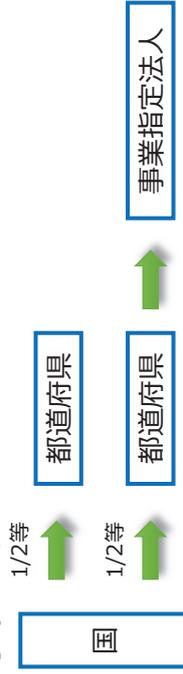
〈事業目標〉

飼料作物の単位面積当たりの収量の増加（25%以上）

〈事業の内容〉

- 1. 大型機械化体系に対応した草地整備事業**
大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、**草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等**を推進します。
主な工種：区画整理、暗渠排水 等
- 2. 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備**
家畜ふん尿を発酵しスラリーとして有効活用するための**肥培かんがい施設等の整備**を推進します。
主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等
- 3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善**
土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による**草地の浸水被害等に対処する整備**を推進します。
主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等

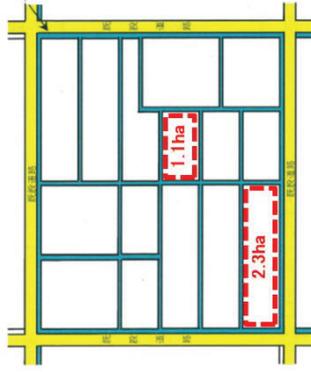
〈事業の流れ〉



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

〈事業イメージ〉

〈整備前〉



現況の自然水路に合わせて整備



個人所有の農業機械による作業

〈整備後〉



大区画による効率的な飼料生産



大型作業機械による作業



山なりに合わせて整備



急傾斜地→緩傾斜地
生産性向上のため、緩傾斜に整地

飼料作物の単位面積当たり収量



※ 対象地区における計画の平均値
* TDNは、飼料作物中の可消化成分のことをい、TDNkg/10a は未整備ベースの収量を指す

【お問い合わせ先】

（1の事業）

畜産局飼料課

(03-6744-2399)

（2の事業）

農村振興局農地資源課

(03-6744-2207)

（3の事業）

水資源課

(03-3502-6244)

防災課

(03-3502-6430)

農業水利施設、ため池等の防災・減災対策＜公共＞

【令和5年度補正予算額 85,700百万円】

＜対策のポイント＞

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた「流域治水」の取組、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、ため池の防災・減災対策等を実施し、農村地域の防災・減災、国土強靱化を図ります。

＜事業目標＞

- 浸水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）
- 田んぼダムに取り組み水田の面積の増加（令和2年度取組面積の約3倍〔令和7年度まで〕）
- 更新が必要と判明している基幹的農業水利施設への対策着手の割合（10割〔令和7年度まで〕）
- 防災重点農業用ため池への防災・減災対策の着手（約37,000か所〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 流域治水対策（農業水利施設の整備）

農業用ダムの洪水調節機能強化のための既存農業水利施設の補修・更新、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備を推進します。

2. 流域治水対策（水田の貯留機能向上）

水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組み地域で実施される農地整備事業を推進します。

3. 農業水利施設等の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策

激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策、施設の集約・再編等を含めた適切な整備を図るとともに、施設の効率的かつ効果的な維持管理を実現するための省エネ化を推進します。

4. 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

近年増加している自然災害に備え、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を推進します。

＜事業の流れ＞

1/2、定額等



1/2、定額等



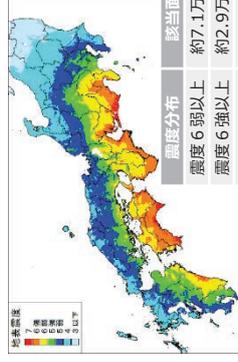
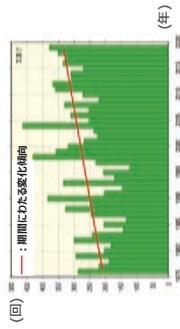
※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

- 【お問い合わせ先】
- （1の事業） 農村振興局水資源課 (03-3592-6810)
 - （2の事業） 農地資源課 (03-6744-2208)
 - （3の事業） 水資源課 (03-6744-1363)
 - （4の事業） 防災課 (03-6744-2210)

＜事業イメージ＞

集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える豪雨の発生頻度は近年増加傾向にあり、洪水、浸水被害等が激化
- ため池は全国に15万箇所。そのうち主要なため池の約7割が江戸時代以前の築造で、豪雨や地震に対して脆弱なものが多い



対策のイメージ

- 流域治水対策
- 老朽化対策、豪雨・地震対策
- ため池の防災・減災対策



農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算決定額 19,843 (20,043) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. **地域内農地集積型**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
2. **高収益作物転換型**
基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設定など営農定着に必要な取組を支援します。
3. **スマート農業導入推進型**
基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。
4. **病害虫対策型**
病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。
5. **水田貯留機能向上型**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。
6. **土地利用調整型**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業（1/3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・事業費200万円以上・農業者2者以上・使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成	定率助成※2
(ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※1 (ソフト) 単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等	(ハード) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良※3、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 (ソフト) 条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R5年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等） など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

※3 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容に加え、高収益作物転換のための計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着まで必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

定額助成	定率助成
(ハード) ①地域内農地集積型の定額助成メニュー (ソフト) 条件改善推進費、高収益作物への転換支援※4、新植・改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※5、園芸作物モデル産地形成支援※6 等	(ハード) ①地域内農地集積型の定率助成メニュー、 小規模園地整備（盛土、園内道整備等） (ソフト) 条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※7、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

※4 単年度あたり300～500万円迄を支援

高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中軌化・トボン（浅層採熟方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援）、技術習得方法の検討・実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等

※5 大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等

※6 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

※7 実証展示場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新



高付加価値農業施設の設置



実証ほ場

農地耕作条件改善事業（2/3）

③ スマート農業導入推進型

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置とスマート農業の導入に必要な基盤整備等を支援します。

スマート農業導入推進支援助成内容

(ハード) GNSS基地局の整備 (必須)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー (ソフト) 条件改善推進費 (定額)、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援、条件改善促進支援等 (定率)



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

④ 病害虫対策型

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防疫法に基づく発生予防情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

病害虫対策のための土層改良

(ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー (ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

【事業実施区域・要件】・流域治水プロジェクト、治水協定等が策定され、流域治水対策を実施する地域

・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施

「田んぼダム」実施に向けた整備

(ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー (ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、堰板購入等 (単年度当たり300万円迄)、条件改善促進支援 (定率) 等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整型

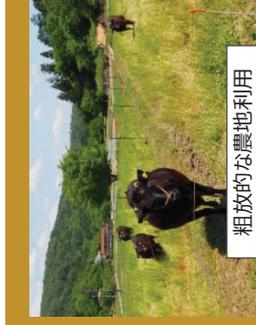
多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

【事業実施区域】農地中間管理事業を重点的に実施する区域等及びその周辺農地

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた基盤整備

(ハード) 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等) (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等

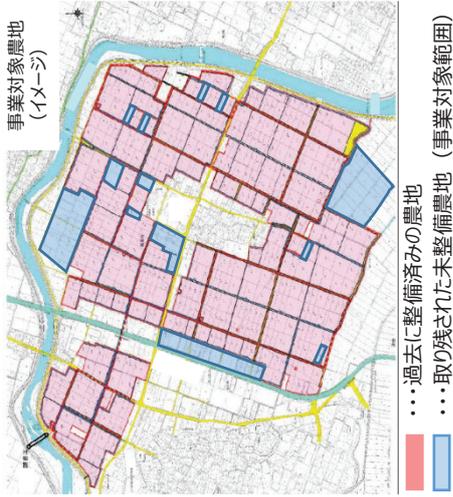


粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（3/3）

[農地整備・集約推進費] (①地域内農地集積型・②高収益作物転換型)

- 基盤整備が進んだ地域に取の残された未整備農地は、周囲と比較条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、**周辺の担い手に集約しやすい立地条件**にあり、**基盤整備によって担い手へ集約**することで、**地域全体として、農業生産性が一層向上**することが期待される。
- このような未整備農地で実施する農地耕作条件改善事業の**農業者負担**に対し、**農地整備・集約推進費を交付**することにより、担い手への集積・集約化を一層推進する。



事業内容： 地域内農地集積型、高収益作物転換型を対象に定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件：

- ・過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下となること
- ・以下の①又は②の期間が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
- ・本推進費と経営転換協力を金を重複して交付しないこと
- ・次世代農業発展計画の作成

[高収益作物導入促進費] (②高収益作物転換型)

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化をすすめ、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要**である。
 - 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）**することにより、高収益作物への転換を強力に推進する。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

[推進費・促進費を活用する場合のガイドライン]

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、
離島、中山間地域等については、
別の負担割合を設定

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和6年度予算概算決定額 28,150 (28,150) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備（渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、「リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

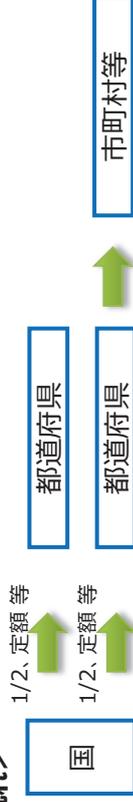
4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

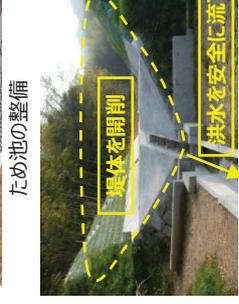
きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備

老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備

ため池の廃止

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

畑作等促進整備事業

【令和6年度予算概算決定額 2,200(2,000)百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備を支援します。

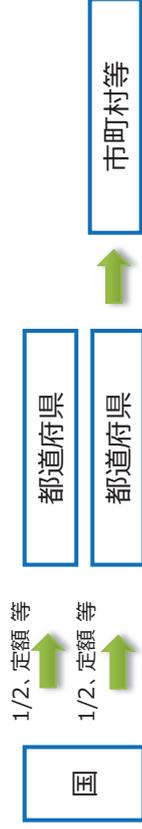
2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・移植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2名以上、
工事期間原則5年以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

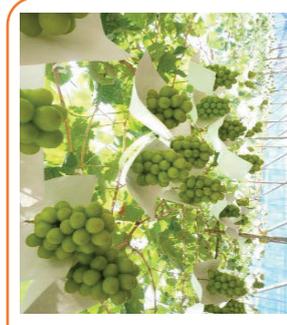
水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

畑作等促進整備事業

- 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

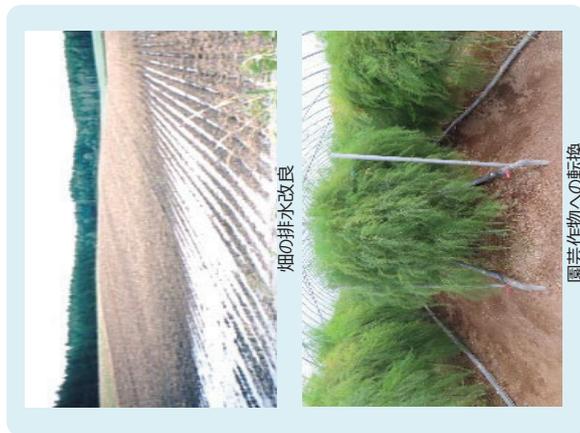
事業概要	
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：200万円以上 ・農業者数：2者以上 ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること） ・工事期間：原則5年以内
実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
事業内容	<p>1 定率助成（平地50%、中山間地域55% 等）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整、地形図作成、農地集積・集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設・機械リース、専門家による指導助言・研修 <p>2 定額助成（標準的な工事費の1/2相当）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利関係、農家意向把握等に係る調査・調整・果樹・茶に係る新植・改植支援、専門家による指導助言・研修

作付転換支援

受益地内の全ての水稲を畑作物・園芸作物に転換した場合※1

- ・定率事業について、ガイドライン※2上の農家負担額を上限とする推進費を交付
- ・定額事業について、工事費単価を10/10相当に引上げ

※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外
 ※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針



日本型直接支払

【令和6年度予算概算決定額 77,330 (77,402) 百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑ 多面的機能の高度な発揮

生産方式
に着目

環境保全型農業直接支払
2,641 (2,650) 百万円

○ 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

↑ 多面的機能の発揮

活動内容
に着目

多面的機能支払
48,589 (48,652) 百万円

【資源向上支払】

○ 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

○ 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

中山間地域等直接支払
26,100 (26,100) 百万円

○ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）

対象地域
に着目



中山間地域
(山口県長門市)

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

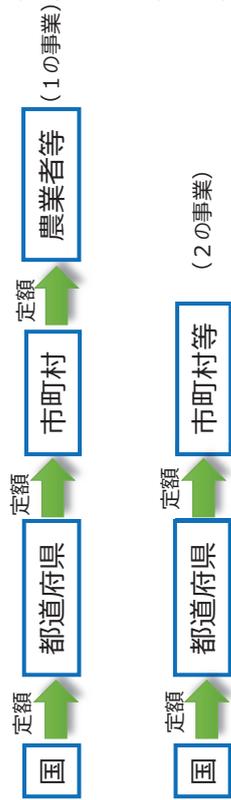
② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

<事業の流れ>



農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 農地の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等

資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

【交付単価】

	都道府県		北海道	
	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	③農地維持支払 (共同) ※1	④資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	1,000	480
草地	250	240	130	120

(円/10a)

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※ 1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※ 2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組み場合は、②に75%単価を適用
- ※ 3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】

項目	都道府県		北海道
	田	畑 草地	田
多面的機能の更なる増進	400	240	400
多面的機能の増進を図る活動を新たに1つ以上増加させる場合等	400	40	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	400	40	320

(円/10a)

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

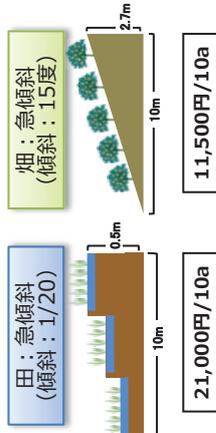
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 **25,800 (25,800) 百万円**
 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

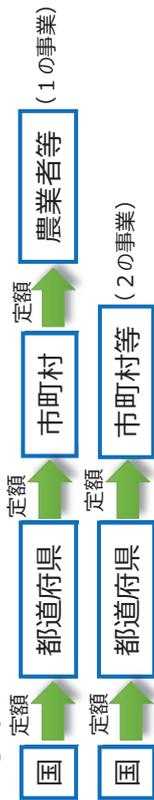
地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 **300 (300) 百万円**
 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等
 （地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【集落協定等に基づく活動】
 ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
 ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>（超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small> 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） <small>（超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small>	10,000円 （田・畑） 14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 （田・畑）
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 （地目にかかわらず）
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されます。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 2,641 (2,650) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を**支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,550 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

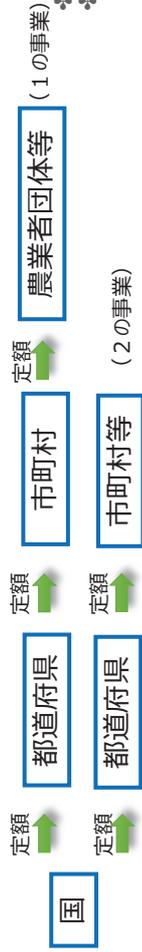
- ④ 取組拡大加算
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 91 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

※事業評価のため実施していた調査委託については前年度限りで終了。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 （注1） そば等雑穀、飼料作物 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2} に限り、2,000円を加算。	12,000
堆肥の施用	3,000
カバークロップ	4,400
リピングマルチ （うち、小麦・大麦等）	6,000
草生栽培	5,400 (3,200)
不耕起播種 ^{注3}	5,000
長期中干し	3,000
秋耕	800
	800

- 注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めものではありません。
- 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リピングマルチ、草生栽培のいづれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機による播種を行う取組です。



▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成及び実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

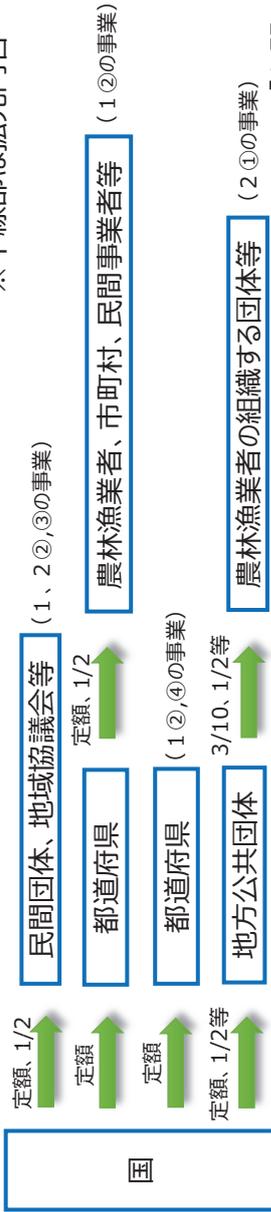
2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

(関連事業) 農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実に図るため、**所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査**を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

① 地域活性化型



② 農山漁村発イノベーション創出支援型



③ 農泊推進型

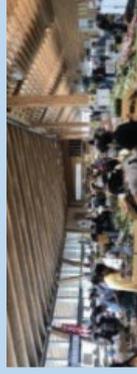


④ 農福連携型



2. 農山漁村発イノベーション整備事業

① 定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



② 農泊推進型



③ 農福連携型



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2493)

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしている環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業目標＞

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域（100地域〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。
- ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。
【事業期間（交付期間）：3年間（2年間※）、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等※）】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村関わり創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることでできる仕組みを構築する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の地域づくりを担う人材（農村プロフェッサー）の育成及び専門的な技術習得に向けた実地研修等を支援します。

【事業期間：上限2年間等、交付率：定額（上限：6,000万円/年かつ2か年8,500万円※等）】

※①の農山漁村体験研修の実施の場合。

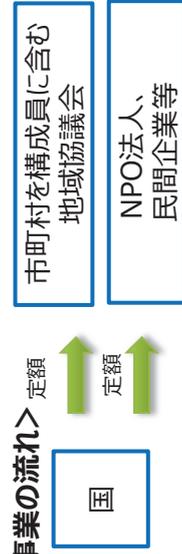
3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値について、主に若年層等を対象とした理解醸成等のための情報発信の取組を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1の事業)

農山漁村振興局都市農村交流課

農村計画課

都市農村交流課

鳥獣対策・農村環境課

(03-3502-5946)

(03-3502-6001)

(03-3502-5946)

(03-6744-0250)

＜事業イメージ＞



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）



農山漁村の多様な活動への参加



農村プロフェッサー
養成講座の風景



WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- （支援対象の取組）
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発・販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組や高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

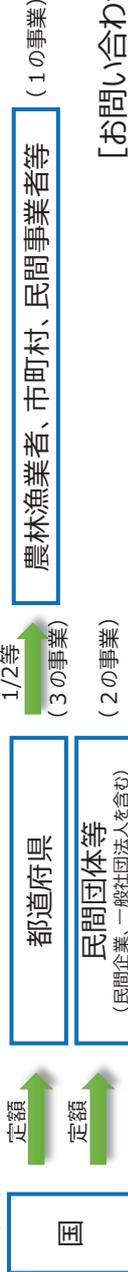
【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣やデジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



農山漁村発イノベーション推進支援事業

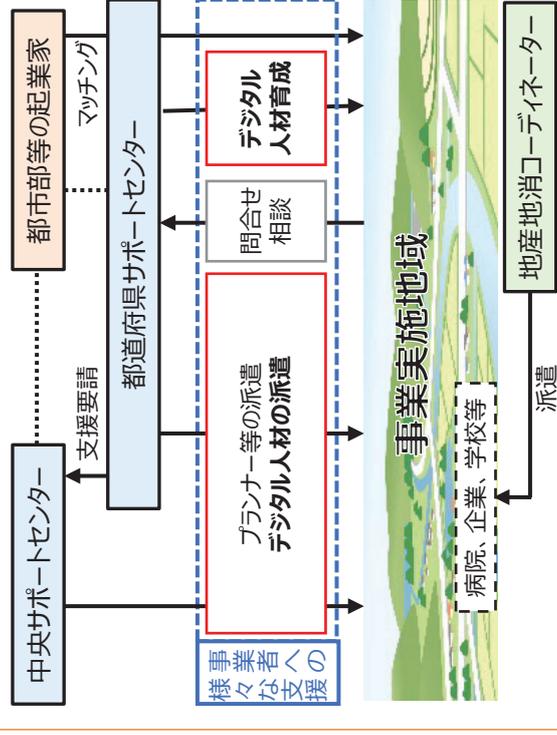


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

農山漁村発イノベーション中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

＜事業目標＞

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、**農林水産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

（※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加）

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の**施設整備**と同時に設置する場合には、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置**する場合も支援します。

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

定住促進・交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業）

（2の事業）

農山漁村振興局地域整備課

都市農村交流課

（03-3501-0814）

（03-6744-2497）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。

＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】
 イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限250万円（年基準額）×事業期間）】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

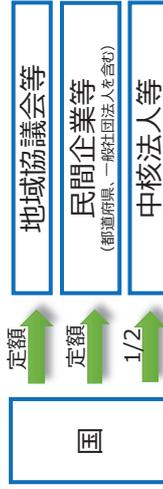
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民泊へ転換する場合は上限100万円を加算）】

＜事業の流れ＞



(1 ①の事業)

(1 ②の事業)

(2 ②の事業)

※ 下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

地域協議会

飲食業

宿泊業

小売業

金融業

交通業

中核法人

旅行業

農林水産業



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



観光コンテンツの開発



Wi-Fiの環境整備



専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

＜事業目標＞

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限度にそれぞれ40万円加算）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

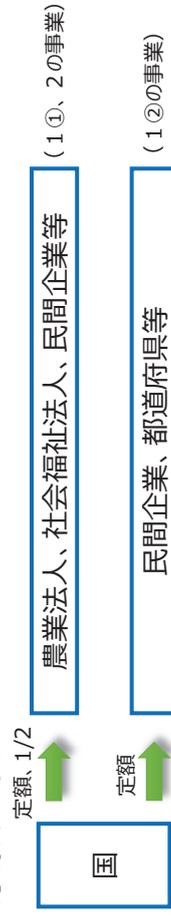
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（簡易整備の場合は上限200万円、高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介護・機能維持の場合は上限400万円）】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖龍補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

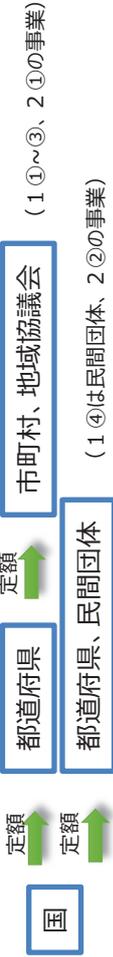
- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- ③ 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく避難対応実現の取組等を支援します。
- ④ 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
(ミニマル田園都市国家構想の実現を後押し)

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農村RMOモデル形成支援

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、**ビジョンに基づく調査・計画作成**、**実証事業等の取組**、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村RMO形成伴走支援

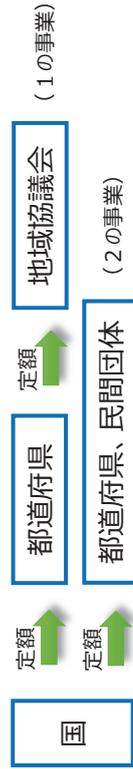
農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成等**を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各**地域**の取組に関する**情報・知見**の蓄積・共有、**研修等**を行う**全国プラットフォームの整備**を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

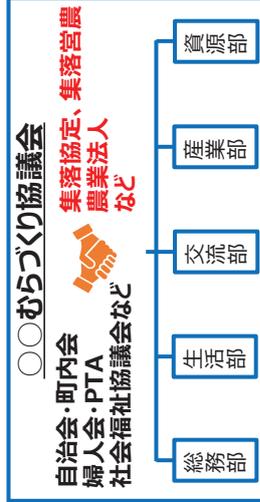
※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る**将来ビジョン**を策定



農村RMOモデル形成支援

農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成伴走支援

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】
 (令和5年度補正予算額 525百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

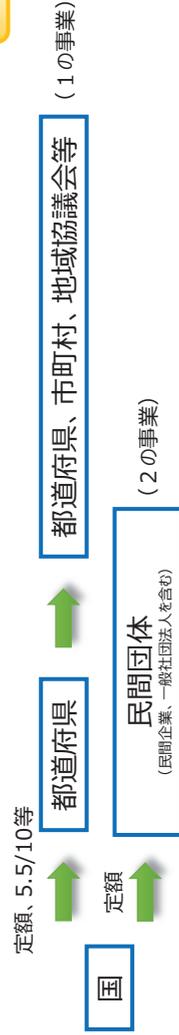
【事業期間：上限5年間、交付率(上限)：<ソフト> 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援(※) 1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年)、<ハード> 5.5/10 等】

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。
 【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合い
 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみの話し合い】
 【土地利用構想の概念】
 【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【土地利用構想図の策定】
 【粗放的利用のための条件整備】
 【水路の補修・整備】
 【農用地保全に資する基盤整備】
 【計画的な植林】
 【農用地保全のための条件整備】
 【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 780（780）百万円】

＜対策のポイント＞

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

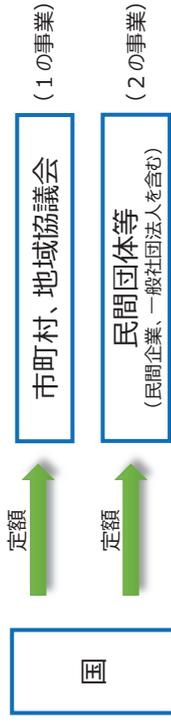
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

- ① 商談会開催支援
バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。
- ② 山村振興セミナー支援
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

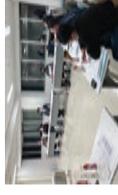
資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための
合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、
付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

2. ①商談会開催支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

地域資源を活用
したビジネス創出
の支援

2. ②山村振興セミナー支援

外部専門家
によるマーケ
ティングに関
する基礎講
習

ビジネスモデ
ル作成に関
する企画コン
ペ形式WS

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、**情報通信環境の整備**を支援します。

＜事業目標＞

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組む、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

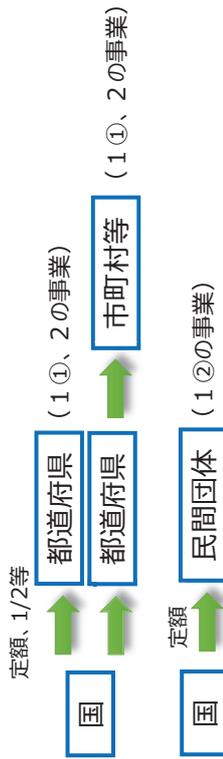
1. 計画策定事業

- ① 計画策定支援事業
情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。
- ② 計画策定促進事業
事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

- ① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



（情報通信施設の活用例）

- 光ファイバ
- 無線基地局。地域の取組内容に応じて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。
- 農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する利用
- スマート農業の実装に関する利用
- 地域活性化に関する利用

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha [令和6年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

定額



国

民間団体、地域協議会、
市区町村、JA、NPO法人等

＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援



● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



都市農地貸借法に基づき農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加
点により優先。

● モデル支援型



＜各地域への波及＞
当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。



【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算概算決定額 10,009 (9,713) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 5,000百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等**を支援します。
 また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や国有林野におけるシカ捕獲等**を実施します。

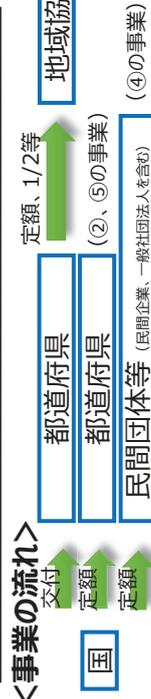
<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加 (42,110人 [令和5年度] → 43,800人 [令和7年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増 (4,000t [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 **9,900 (9,603) 百万円**
 - ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
 - ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
 - ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
 - ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化、ジビエ消費拡大を図るプロモーション**等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組等を支援**します。
 - ⑤ シカ特別対策【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

※ 下線部は拡充内容



2. シカ等による森林被害緊急対策事業

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術による調査・捕獲、広域捕獲への支援とともに、国有林野における国土保全のためのシカ捕獲等を実施します。【令和5年度補正予算含む】

<事業の流れ> ※国有林においては、直轄で実施



109 (109) 百万円
 【お問い合わせ先】

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入
 処理加工施設等の整備
 処理加工施設における人材育成

【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

- ① 広域搬入の推進
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施
- ② ジビエの情報発信強化【令和5年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化

【捕獲等の強化】

- ① シカの個体数減少に向けた取組
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】
- ② 効率的な柵の設置に向けた支援
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化【令和5年度補正予算含む】

【(1)の事業】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
 【(2)の事業】 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

【(1)の事業】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
 【(2)の事業】 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

【(1)の事業】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
 【(2)の事業】 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【令和6年度予算概算決定額 300（300）百万円】

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防炎営農施設整備計画の対象地域において、以下の支援を実施します。

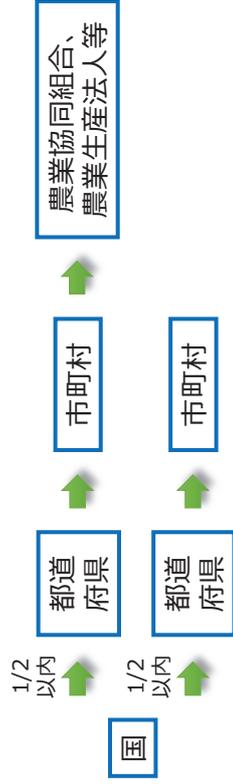
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な洗淨用機械施設整備等を支援します。

2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



火山の噴火



農作物への降灰
(茶、露地野菜等)





＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



露地野菜洗淨用機械（乗用型）



茶葉洗淨用機械（乗用型）

・乗用型洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、収量及び商品性の低下を防止します。

・工場の据置型の洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、商品性の低下を防止します。

洗淨された農作物





茶

キハハツ

エンドウマメ

【2. 関連整備等】



洗淨用水供給施設

・農作物の洗淨のための用水を供給する施設により、洗淨効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

中山間地農業ルネサンス事業<一部公共>

【令和6年度予算概算決定額 41,114 (40,713) 百万円】

<対策のポイント>

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、中山間地農業を元気にします。

<事業目標>

中山間地域の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

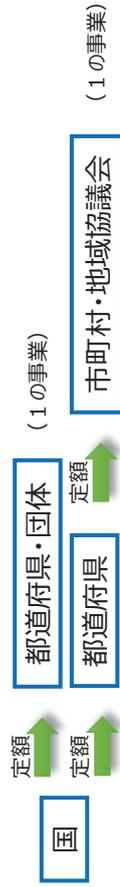
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ>



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

<事業イメージ>

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネサンス推進事業：計画策定・体制整備等を支援
 [元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出地域・シリエンズ強化支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
 中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援]
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス産地消対策
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置等

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援

採択に当たったの配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で農山漁村発イノベーション対応策、最適土地利用総合対策及び情報通信環境整備対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大
- 農山漁村振興交付金
農山漁村発イノベーション対応策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が特に必要と認める場合に、面積要件を適用せずに実施
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
 - 農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の場合40%のところを中山間地の場合15%に緩和等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

有明海再生対策

【令和6年度予算概算決定額 1,765 (1,765) 百万円】

＜対策のポイント＞

有明海の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調し、海域環境の調査、魚介藻類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

＜事業目標＞

有明海の再生

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 海域環境の調査

① 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業

600 (600) 百万円
有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施するとともに、有明海沿岸4県が協調して、産卵場や成育場のネットワークの形成等による資源回復に向けた調査を実施します。

② 国営干拓環境対策調査＜公共＞

328 (328) 百万円
有明海的环境変化の要因解明に向けて、水質や底質及び生態系の変化等に関する調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

2. 魚介藻類の増養殖対策（有明海漁業振興技術開発事業）

400 (400) 百万円
有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う海域特性に対応した効率的な種苗の量産化及び効果的な放流手法等に関する技術開発を支援します。

3. 漁場改善対策

① 有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業

325 (325) 百万円
有明海の漁業者の収益性の向上を図るため、各漁場におけるアサリ等の漁獲量の増加に資する技術開発・実証を行います。

② 有明海水産基盤整備実証調査＜公共＞

112 (112) 百万円
タイラギ等の資源回復のため、効果的に餌料環境の改善を図るための漁場の整備方策に関する実証調査を行います。

（関連事業）

水産基盤整備事業（水産環境整備事業）＜公共＞

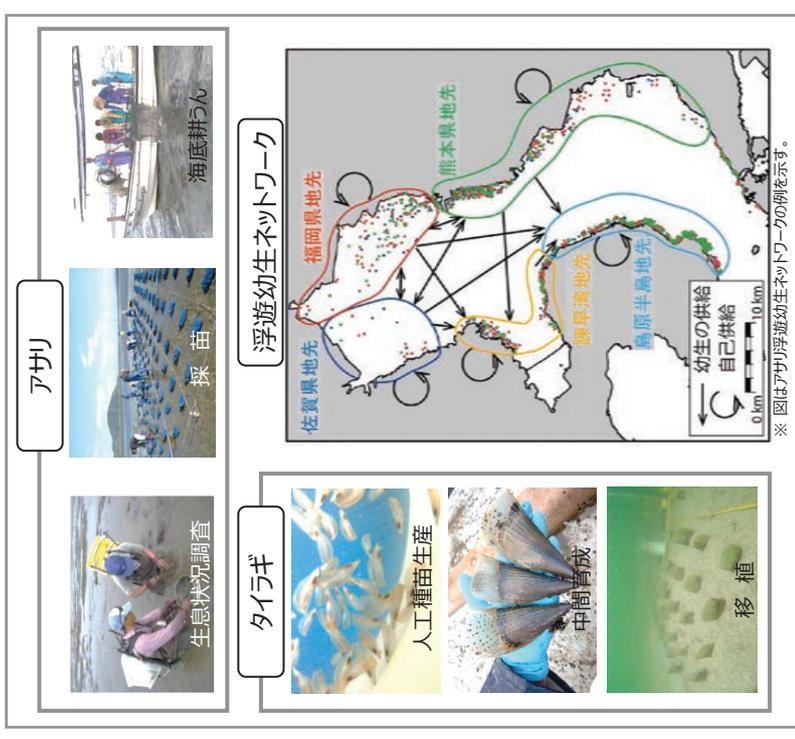
養殖業成長産業化推進事業

12,226 (11,698) 百万円の内数
296 (296) 百万円の内数

＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率10/10）



[お問い合わせ先] (1の事業)
(2の事業)
(3①の事業)
(3②の事業)

農村振興局農地資源課 (03-6744-1709)
水産庁栽培養殖課 (03-6744-2385)
研究指導課 (03-6744-2031)
計画課 (03-6744-2387)

農家負担金軽減支援対策事業

【令和6年度予算概算決定額 721 (1,139) 百万円】

<対策のポイント>

土地改良事業等の円滑な推進を図るため、事業に係る農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担の軽減を図ります。

<事業目標>

農家負担の軽減を図りつつ、農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大を促進

<事業の内容>

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携が図られる土地改良事業について、**農家負担金の5/6を限度に無利子貸付**を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの**負担金の償還利子相当額を助成**します。

3. 農地有効利用推進支援事業

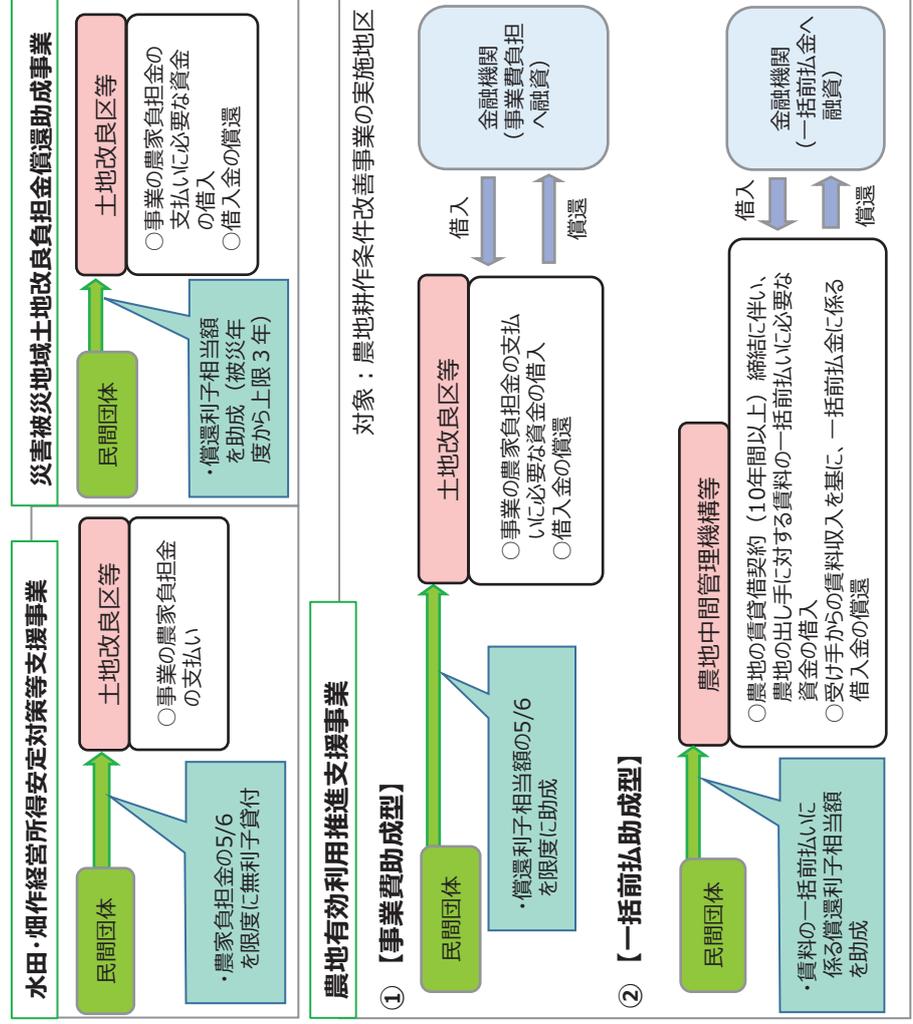
農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、以下の支援を行います。

- ① 農家負担金の**償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等**に対して助成します。
- ② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する**賃料の一括前払いに必要な借入金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等**に対して助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

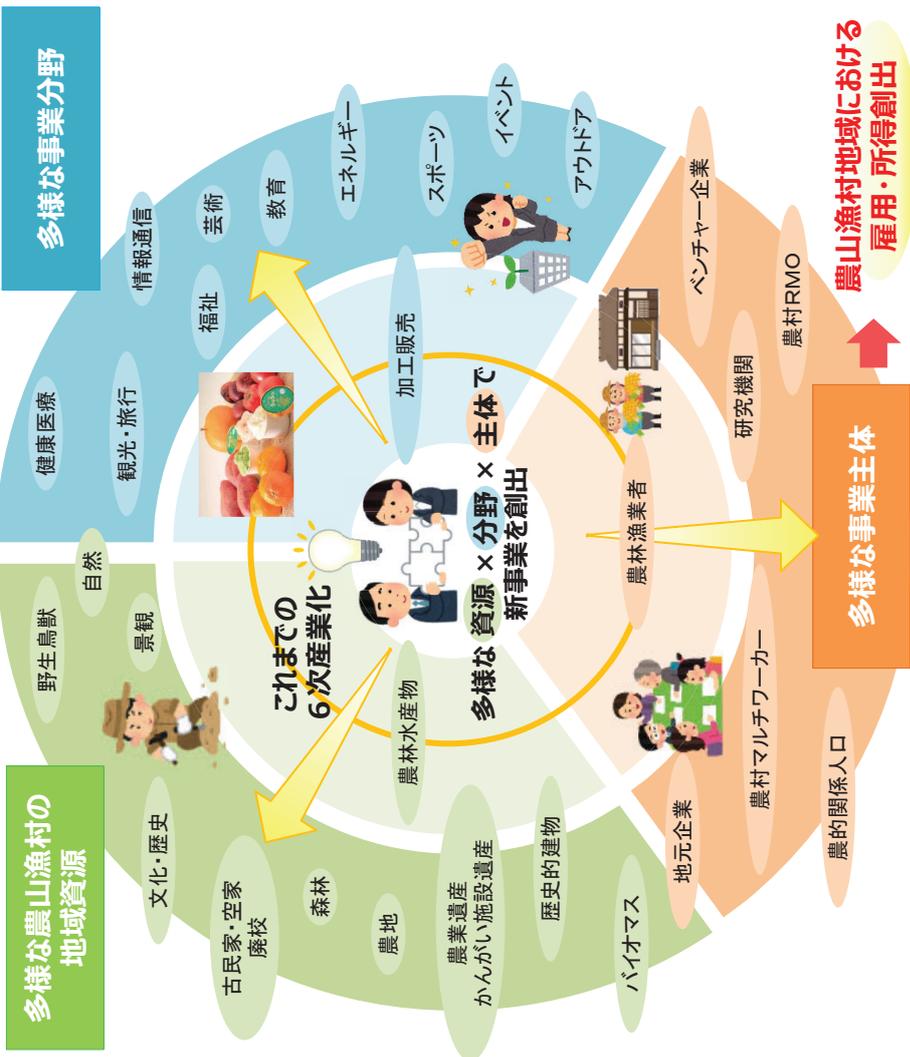
＜対策のポイント＞

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値の創出を図る「農山漁村発イノベーション」により、農山漁村における雇用・所得を創出します。

＜事業の全体像＞

農山漁村発イノベーション

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村発イノベーションの事例

「農産物、景観」 × 「加工販売、観光・旅行」
× 「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



「森林」 × 「スポーツ」 × 「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」 × 「加工販売、観光旅行、教育」
× 「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。
(長崎県大村市)



集落機能を補完する農村RMOの形成推進

<対策のポイント>

中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な機能が弱体化しています。
 このため、中山間地域等において複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援するとともに、その円滑な運営や取組の拡大を後押しするため、総務省など関係省とも連携して施策を展開します。

< 事業の全体像 >

農村RMO形成に関する推進体制

農村型地域運営組織（農村RMO）

○ 複数集落を範囲として農業者の組織と自治会等地域の多様な主体が連携して協議する体制を構築

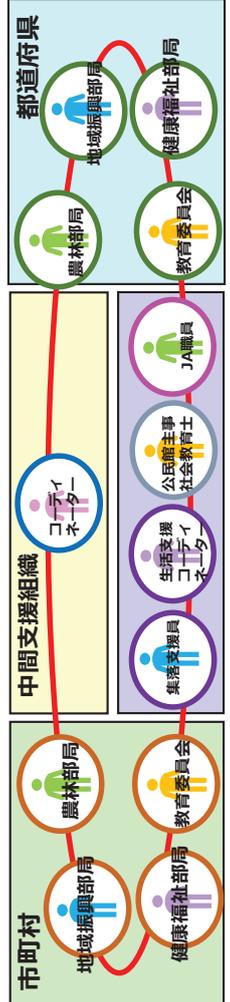
農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

○ 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織



都道府県レベルの支援チーム

○ 農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援



関係府省の連携

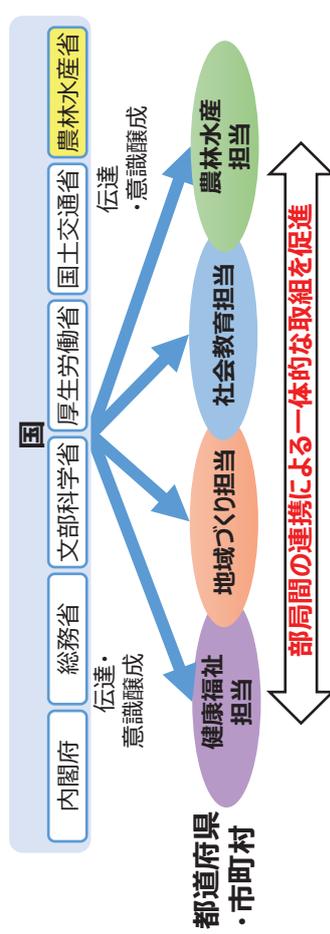
1. 関係府省所管制度の活用

○ 農村RMOの形成にあたって関係府省所管の各種制度を活用

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化伝道師 集落支援員 地域おこし協力隊 地域プロジェクトマネージャー 地域力創造アドバイザー 地方交付税措置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化起業人 特定地域づくり事業協同組合 過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター 介護予防、日常生活支援総合事業 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小さな拠点核し たふるさと集落生活圏形成推進事業 地域管理構想 国土の管理構想

2. 都道府県・市町村への周知

○ 関係府省それぞれが都道府県・市町村の担当部局に関連施策を情報提供し、各地域において部局間連携による一体的な取組を促進



3. 農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成

【関係府省】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省等

【連携内容】全国研究会において現場情報や関連施策の共有 等



国民理解の醸成

<対策のポイント>

メディア・SNS等を活用した情報発信、地産地消の推進、農業体験の促進、食品安全に係るリスク低減や環境負荷低減の取組の「見える化」等のほか、地域の食育活動への支援や食文化の保護・継承のための普及活動等を推進します。

<政策目標>

- 食料自給率の向上（供給熱量ベース45%、生産額ベース75% [令和12年度まで]）
- 環境・人権等の社会的要求への配慮や食品の安全性向上の取組に対する消費者意識の向上 等

<事業の全体像>

1. 消費者等の理解醸成・行動変容推進

消費者理解醸成・行動変容推進事業

食と環境を支える農林水産業・農山漁村の魅力等について、国民理解の醸成を図るため、官民協働により、メディア・SNS等で情報発信するとともに、シンポジウム・フェアを開催します。

53 (64) 百万円

2. 事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化

有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業

（食品の安全性向上に係る見える化推進事業）
事業者等における最新の科学的知見に基づく食品の安全性をより向上させる取組や消費者への効果的な情報の伝え方等について情報収集・分析し、効果的な情報発信ツールを作成します。

165 (-) 百万円の内数

3. 農山漁村の魅力発信

農山漁村振興交付金

8,389 (9,070) 百万円の内数

学校等の施設給食における地産地消の推進、農業遺産地域の魅力発信、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進等を行います。

[お問い合わせ先]

- (1の事業) 大臣官房政策課食料安全保障室 (03-6744-2395)
- (5①の事業) 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5724)
- (2の事業) 食品安全政策課 (03-6744-2135)
- (3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2493)
- (4の事業) 大臣官房みどりの食料システム戦略グローバル地球環境対策室 (03-6744-2016)
- (5②の事業) 新事業・食品産業界外食・食文化課 (03-3502-5516)

4. 環境負荷低減の取組の「見える化」やJ-クレジットを通じた行動変容促進・理解醸成

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり 650 (696) 百万円の内数

① 環境負荷低減の取組の「見える化」推進

温室効果ガス削減と生物多様性保全の取組の「見える化」について、生産段階における「見える化」対象品目の拡大や効果実証、サブライチェーン上の企業間データ連携の推進等を実施します。

② 自然系カーボン・クレジットの創出推進

温室効果ガスの排出削減・吸収活動に外部資金を呼び込む自然系クレジットの創出・取組拡大を図るため、J-クレジット制度における新たな方法論の策定や専門家派遣等プロジェクト創出に向けた支援を実施します。

5. 食育の推進と食文化の保護・継承

① 食育の推進

ア 食育活動の全国展開事業 65 (65) 百万円
食育の全国展開を図るため、食育推進全国大会や食育活動の優良事例の表彰等を行います。

イ 地域での食育の推進

地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進します。その際、農林漁業体験機会の提供を優先的に支援します。

② 食文化の保護・継承

食文化の多角的な価値の情報を、体系的に整理し、情報発信するとともに、食文化の普及活動を行う中核的な人材の高度化を推進します。

1,720 (2,006) 百万円の内数

21 (80) 百万円の内数

多様な農業人材の意欲的な取組の推進

<対策のポイント>

地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業者の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間直接支払、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化等の取組を支援します。

<政策目標>

地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組を支援することで生産基盤を維持

<事業の全体像>

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業者の育成への支援

- ① 持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産物の生産体制強化等の取組を支援します。 14,993 (16,032) 百万円の内数
- ② 農業支援サービス事業育成対策事業、強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ・スマート農業推進枠及び 1,075 (1,060) 百万円
農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
【令和5年度補正予算】1,000百万円
農業支援サービス事業者の新規参入、既存事業者による新たなサービス事業の育成、普及を加速化するため、新規事業の立上げ当初のビジネス確立や、農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械の導入を支援します。また、スマート農業技術の導入に必要な施設の整備を支援します。

2. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮への支援

- ① 多面的機能支払交付金
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。 48,589 (48,652) 百万円の内数
- ② 中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。 26,100 (26,100) 百万円の内数

3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援

- ① 新規就農者育成総合対策のうち、農業教育高度化事業、サポート体制構築事業及び農業者キャリアアップ支援事業及び
新規就農者確保緊急円滑化対策のうち、農業教育環境整備事業
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、農業大学校等における就農希望者向け研修や、社会人向け農業研修等の取組を支援するとともに、農業者のリ・スキリングの機会を充実するため、スマート農業等の新たな技術を学び直す研修の取組を支援します。 12,124 (10,603) 百万円の内数
【令和5年度補正予算】3,500百万円の内数
- ② 農業経営・就業支援体制整備推進事業
都道府県が農業経営・就業支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。 534 (513) 百万円
- ③ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
集落営農組織の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた収益力向上の取組、組織体制の強化など地域の状況に応じて総合的に支援します。 250 (290) 百万円
- ④ 担い手確保・経営強化支援事業
認定農業者や多様な農業人材が連携して行う新たな担い手の育成を図ろうとする取組を支援します。 2,300百万円の内数
【令和5年度補正予算】

多様な農業人材による生産基盤の維持

【お問い合わせ先】(1①の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2117)(1②の事業) 農産局技術普及課・総務課生産推進室 (03-6744-2218, 03-3502-5945)(2①の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)
(2②の事業) 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359) (3①の事業) 経営局就業・女性課 (03-6744-2160) (3②③④の事業) 経営局経営政策課 (03-3502-6441)

中山間地域等対策

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、人口減少・高齢化、農地の荒廃化等の諸問題に対応するため、農地の粗放的利用を含めた**農用地保全の取組**、**農家所得確保**に向けた**実践的な計画策定**、**離島の農産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化**を図る取組等を支援します。

＜政策目標＞

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う250地区創出 [令和6年度まで]

＜事業の全体像＞

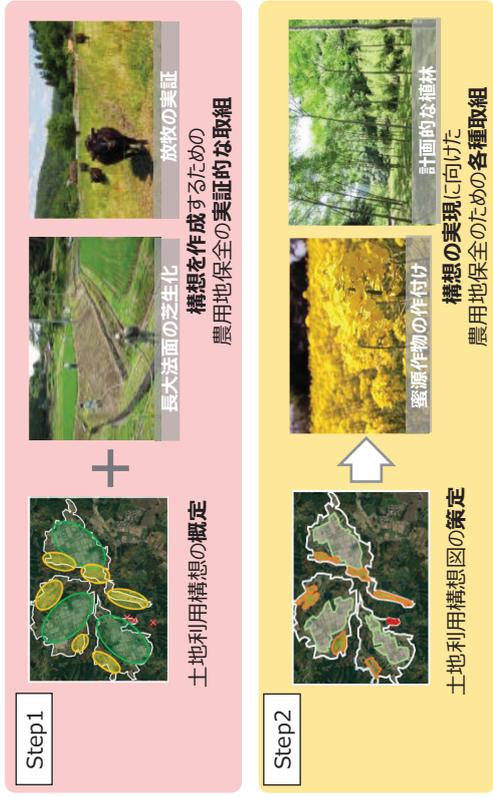
中山間地域等は、我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。しかしながら、当該地域においては、人口減少・高齢化、農地の荒廃化といった諸問題も進行していることから、**農用地保全への支援**、**離島農業への支援**に加え、**所得確保**と合わせて中山間地域等の振興を図ります。

農山漁村振興交付金【525百万円】

最適土地利用総合対策

地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

【事業期間】最大5年間
【交付率(上限)】定額 (1,000万円/年) 等



「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

離島の農産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化を図る取組を支援

【事業期間】1年間
【交付率(上限)】定額

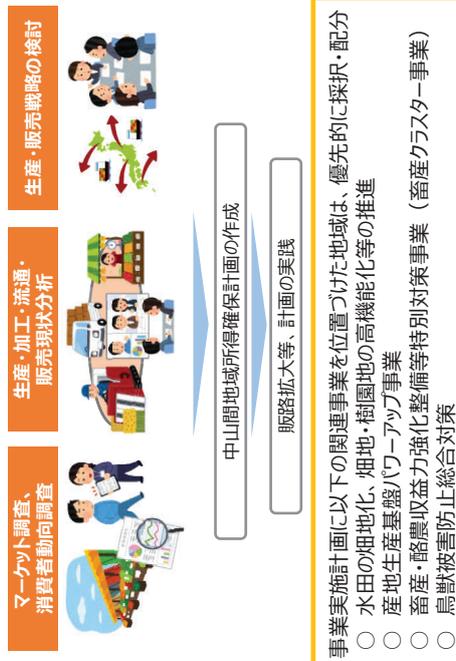


中山間地域所得確保対策

【15,903百万円 (優先枠を設けて実施)】

地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

【事業期間】1年間
【交付率(上限)】定額 (500万円/地区)



最適土地利用総合対策

【令和5年度補正予算額 525百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行うつづ、**土地利用構想図を作成し**、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）】

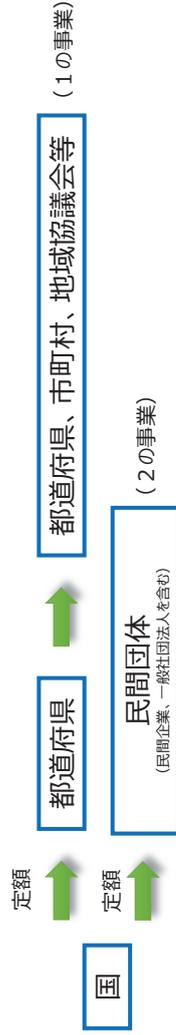
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】

【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

【省力化機械の導入】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】

【蜜源作物の作付け】

【計画的な植林】

【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域所得確保対策<一部公共>

【令和5年度補正予算額 15,903百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組を行う地区を250地区創出【令和6年度まで】

<事業の内容>

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めめます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を支援します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

15,823百万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

【対象地域】 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域
豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
【実施期間】 1年間 【交付率(上限)】 定額（500万円/地区）
【実施主体】 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査



生産・加工・流通、販売現状分析



生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【15,823百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

鳥獣被害防止総合対策

【令和5年度補正予算額 5,000百万円】

＜対策のポイント＞

生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、シカの生息密度を大きく低減させるための集中捕獲を進めるとともに、生息域の拡大等に対応した広域的な侵入防止柵の整備に加え、こうした取組に資するジビエ利用を促した情報発信の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 4,900百万円

① シカの集中捕獲に対する支援

シカの生息頭数が増えている地域等を対象に早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を総合的に支援します。

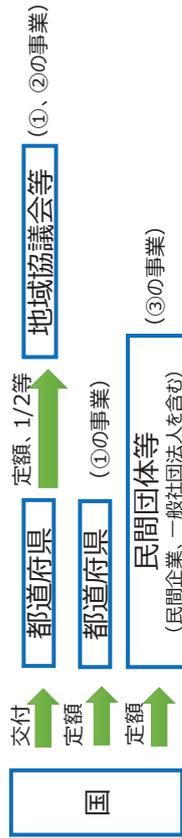
② 広域柵の整備に対する支援

シカ等の生息域の拡大など周辺環境の変化等に対応するよう、柵の未整備地域等に対し広域的な侵入防止柵の整備を支援します。

③ 鳥獣被害対策等の情報発信に対する支援

ジビエ利用を含め上記取組の理解醸成を図るための情報発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカによる森林被害緊急対策 100百万円

シカの生息頭数が増えている地域等における集中捕獲に資するため、捕獲前の生息場所の確認や捕獲に必要な条件整備、国有林における捕獲等を実施します。

＜事業の流れ＞



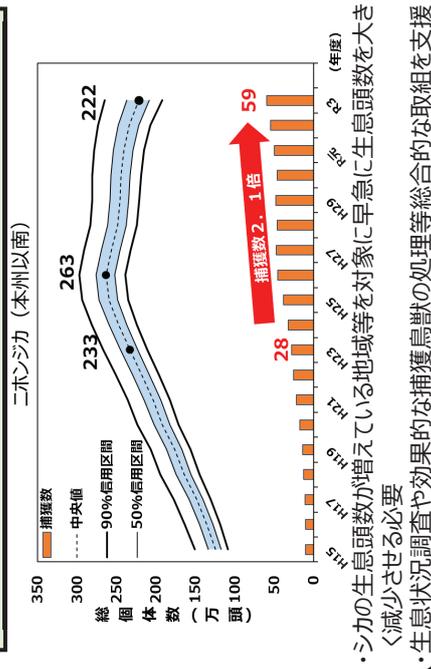
※国有林においては直轄で実施

【お問い合わせ先】

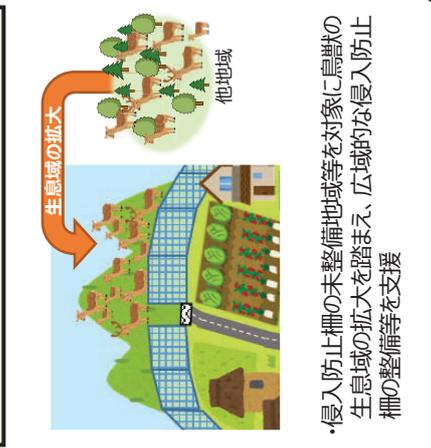
- (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
- (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

＜事業イメージ＞

① シカの集中捕獲に対する支援

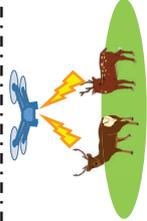


② 広域柵の整備に対する支援



③ 鳥獣対策等の情報発信に対する支援

鳥獣被害、ジビエ利用の現状や課題、対策を分かりやすく情報発信



① 効果的な捕獲に必要な生息場所の確認



② 現地で埋設するための捕獲個体処理施設の整備等



③ 国有林での捕獲